

平成19年3月5日開会

美波町議会第1回定例会会議録

平成19年3月5日 美波町議会第1回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、不応召議員は次のとおりである。

なし

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、欠席議員は次のとおりである。

なし

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 松本 晋児

1、地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	藤井 格	助 役	中東 覚
収 入 役	別宮憲一郎	支 所 長	濱 浩治
総 務 課 長	影治 信良	総 務 室 長	木里 茂樹
住民福祉課長	田川 仁重	税務保険課長	山路 和秀
消防防災課長	寺内 康博	企画調整課長	海司 広幸
建 設 課 長	鈴木 義勝	産業振興課長	栗林健二郎
地域振興室長	小坂 進	会 計 課 長	山田 由美
水 道 課 長	今津 秀貴	日和佐病院事務長	古字 直道
由岐病院事務長	木本 節	国民宿舎うみがめ荘支配人	岡本 照彦

教育次長	丸岡 武	保育園長	谷村 正文
教育長	谷崎 満則	教育委員長	向山 篤宏
監査委員	平松 満	教育委員会分室長	原 千代子
住民福祉室長	谷口 和江	日和佐幼稚園園長	服部 園子
由岐保育園園長	瀧本美佐子	木岐保育園園長	新開貴美代

1、会議事件は次のとおりである。

- 議案第 1 号 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について
- 議案第 2 号 平成 18 年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約の締結について
- 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（条例第 1 号）
- 議案第 4 号 美波副町長定数条例の制定について（条例第 2 号）
- 議案第 5 号 美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について（条例第 3 号）
- 議案第 6 号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 4 号）
- 議案第 7 号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 5 号）
- 議案第 8 号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 6 号）
- 議案第 9 号 美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例（条例第 7 号）
- 議案第 10 号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例（条例第 8 号）
- 議案第 11 号 美波町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例（条例第 9 号）
- 議案第 12 号 美波町営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）
- 議案第 13 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 14 号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第 15 号 海部消防組合規約の変更について
- 議案第 16 号 海部郡衛生処理事務組合規約の変更について
- 議案第 17 号 海部郡老人ホーム町村組合規約の変更について
- 議案第 18 号 海部郡特別養護老人ホーム事務組合規約の変更について
- 議案第 19 号 町道路線廃止について
- 議案第 20 号 町道路線認定について

議案第21号	平成18年度美波町一般会計補正予算(第3号)
議案第22号	平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第23号	平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)
議案第24号	平成18年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第25号	平成18年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第26号	平成18年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第27号	平成18年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第3号)
議案第28号	平成19年度美波町一般会計予算
議案第29号	平成19年度美波町国民健康保険特別会計予算
議案第30号	平成19年度美波町老人保健事業特別会計予算
議案第31号	平成19年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算
議案第32号	平成19年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
議案第33号	平成19年度美波町赤河内財産区特別会計予算
議案第34号	平成19年度美波町国民宿舎特別会計予算
議案第35号	平成19年度美波町簡易水道事業特別会計予算
議案第36号	平成19年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第37号	平成19年度美波町公共下水道事業特別会計予算
議案第38号	平成19年度美波町介護保険事業特別会計予算
議案第39号	平成19年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算
議案第40号	平成19年度美波町水道事業会計予算
議案第41号	平成19年度美波町病院事業会計予算
議案第42号	美波町赤河内財産区管理委員の選任について

意見書(案)	第1号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書
意見書(案)	第2号 高知県東洋町による高レベル放射性廃棄物最終処分場の設置可能性調査に断固反対する意見書
常任委員会の閉会中の継続調査申出書について	

3月5日(月)

(時に09時07分)

議

長 おはようございます。開会に先立ちまして諸般の報告を行います。
平成19年1月19日、海部郡町村議会議長会第2回定例総会が開催され、局長が出席しました。
1月29日、高知県東洋町の核廃棄物最終処分場誘致について全員協議会を開催いたしました。
1月29日、午前10時より第1回臨時会を開催し、高知県東洋町による高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議を採択しました。
2月14日、徳島市で市町村トップセミナーが開催され、議長が出席いたしました。
2月16日、徳島市で第56回定期総会並びに自治功労者表彰式が行われ、議長・局長が出席しました。笹田議員・川尻議員・議長が表彰されました。
2月20日及び23日の両日にわたり文教厚生委員会による日和佐地区及び由岐地区の学校訪問を実施いたしました。
2月26日、平成19年第1回定例会の議会運営委員会を開催いたしました。
2月27日、四国中央市の議会議員が伊座利地区へ先進地視察があり、松本局長・草野課長補佐が出席いたしました。
以上報告を終わります。

それでは、只今の出席議員14名でございます。定足数に達しておりますので、直ちにこれより平成19年美波町議会第1回定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元に配布してあります通りでございますので、説明を省略いたします。

日程第1 会議録署名者の指名について議題といたします。

会議録署名者の指名については、会議規則第115条の規定により、指名いたします。

17番 川尻議員・5番 久保議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期については、去る2月26日に議会運営委員会を開催しております

ので、議会運営委員長よりこの報告をお願いいたします。川尻議員。

議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会報告を行います。去る2月26日、議会運営委員会を開催いたしました。委員全員の出席のもと理事者側から藤井町長、中東助役、影治総務課長の出席を求め、平成19年美波町議会第1回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議をいたしました結果、会期は本日3月5日より3月13日までの9日間に開催することに決しました。なお、一般質問の通告は本日の正午までといたしますので、ご承知願いたいと思います。

以上、議会運営委員長報告を終わります。

議長 川尻議会運営委員長の報告が終わりましたので、お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告の通り、本日から3月13日までの9日間とするにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議長 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月13日までの9日間と決定いたしました。

町長 日程第3 藤井町長の提案理由の説明を議題といたします。藤井町長。

町長 おはようございます。

桜の開花が待ち遠しい昨今、夢を持つ子ども達の卒業・就職・進学という新しい人生の歩みが始まろうとしている本日、平成19年美波町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただきますことたいへんありがたく存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、新規に始まります後期高齢者医療広域連合議員の選挙議案1件と、工事変更請負契約の締結議案1件、条例の制定及び一部改正に関する議案10件、組合格約の変更議案6件、町道の廃止及び認定議案2件、平成18年度の一般・特別会計の補正予算に関する議案7件、平成19年度の一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案14件、人事に関する議案1件の計42議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、合併後2年目を迎えるにあたり「所信及び諸般」につきまして、ご説明を申し上げ議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じております。

わが国の経済はご承知の通り、緩やかな景気拡大が当面続くとの観測から、日銀におきましてはゼロ金利解除に続き、先般追加利上げを決定し、今後の景気拡大への自信を深めております。

しかしながら、ここ数年景気拡大が続いてきたとはいえ、都市と地方の間の不均衡、国民の間の格差固定化への懸念の課題があり、その恩恵を

受けられずにいるのが今日の地方の実情でございます。

わたしどもの地方自治体にとりましても、大変厳しい状況・環境下にあることには違いはなく、合併したことによっても、なお、わが町の抱える課題は変わるものではありません。

特に少子高齢化等に伴う財政需要の増大に伴う経常支出の増嵩等により、経常収支が97%を超えるという極めて高い比率となり、財政運営の硬直度を高めております。

また、現在国において進めております三位一体改革や、第二期分権改革への対応、あるいは過疎町村の財源の根幹である地方交付税の算定方法の改正である「新型地方交付税」の導入といった課題も抱えておりました、今後の財政見通しについても暗く、財政状況は限界状況にあるとの認識を持っているところであります。

このことから財政健全化への取り組みを進めることと、また一方では、今到来した人口減少の中で、持続しなければならない地域経済の活性化のため、施策の展開も求められていることから、この点早急に手を打つ必要があります。

これらを両立させるには、より厳しい施策の選択と重点化が欠かせません。そこで、今年度を「選択と集中」の初年度と位置付けし、2年程度かけまして具体的に行うことといたしております。

本町は人口及び基準財政需要額に比べ、公共施設が多いと指摘されていることから、行政執行体制のスリム化を図り、福祉・教育各分野にわたって、失礼なことばなんです、聖域なき見直し検討に入りたいと考えております。

特に役場の組織・機構改革につきましては、6月までに結論を出して、次の定例会にはお示しをしたいと思いますし、福祉につきましても、平成18年度よりプロジェクトチームを立ち上げまして、「持続可能な福祉事業」として、高齢者福祉における各福祉団体・事業所への委託とか補助金の見直し等を進めておりますので、これを引き続き検討を進めていく考えであります。

また、教育につきましても、改革すべき点について、まず点検を行い時間をかけて取り組みたいと考えておりますし、地域医療のあり方についても、外部の有識者を含め本格議論をしていただき、今年中には結論を見出したいと考えております。

ゴミの収集方法及び学校給食センターの統一につきましては、今年度の早い時期に結論を出して、平成20年度からの実施に向け取り組む予定であります。

さて、わたくしは今厳しいこの行財政運営に直面する中、わが町の持続的自立を確保していく上で先ほど申し上げました“選択と集中”を掲げるに当たり、ご承知の方も多いと思いますが、ここでデンマークの哲学

者ケルケゴールの「鴨の哲学」というお話を引用させていただきたい
と思います。

お話の内容は、デンマークのジールランド地方の湖に毎年鴨が翔んできて
おりました。そして、そこには餌を与えてくれる老人がいました。

「餌に恵まれているものですから、他の湖へ翔んでいかななくてもいい」
と鴨たちは安住しましたが、ある年、その老人が死んでしまいました。
餌をもらえなくなった鴨たちは、自分で餌を獲らなければなりません。
そして、他の湖へ翔んでいこうとしても翔べなくなっていました。
なぜなら、野生性を無くし家禽化し、まるでアヒルみたいに肥えた彼等
は羽ばたいても翔べなくなっていたのであります。

そして、春の雪解けで濁流が湖に流れこんできて、鴨たちはなすすべも
なく押し流されてしまったというお話です。

この話に感銘、衝撃を受けて成功した経営者がいたわけでありませ

それは、有名なIBMの創業者トーマス・ワトソンであります。「ワイ
ルドダック」野鴨という意味ですが、「ワイルドダック」を合言葉に「餌
を人間から与えられ、太って翔べなくなった野鴨になるな、常に命懸け
で渡りゆく精悍な野鴨であれ」と。ビジネスには野鴨が必要なのである。
社員に野性の活力を持つことの大切さを説いて、成功を収めたと言われ
ております。たいへん失礼しました。

このことは、変革の激しい時代の会社経営のみならず、今日の厳しい地
方における行財政改革の話にも相通じるものがあると思います。折に触
れ職員の皆さまにもこのお話をしたことがございますし、また、行政サ
ービスのあり方を考えるとき、住民の皆さまと共に話題にさせていただ
きたいというお話でもあります。

旧由岐町と旧日和佐町は将来の財政的な危惧から、合併し「美波町」と
なったわけでありますが、合併しても財政的には逼迫した状況に変化は
なく、厳しい財政状況は今後も続くものと思っておりますので、当分の
間は歳出抑制基調で財政運営を進めていくことが、「美波町」として健全
に生き残っていく方策だと考えているところであります。

このようなことから、平成19年度予算におきましては、医療制度の改
正に伴い負担増となった国民健康保険・老人保健事業・介護保険事業の
各特別会計以外は、概ねマイナス予算の編成といたしております。

特に、一般会計では地方交付税の減額分を補うため、扶助費以外の義務
的経費の見直しとか、継続以外の公共事業の見直し延期により、マイナ
ス3.05%の緊縮型の予算編成をいたしたところでございます。

次に、当面の課題解決のため役場内に立ち上げておりますプロジェクト
についてのその後と、緊急の課題についてご説明申し上げます。

はじめに「情報通信基盤整備」につきましては、平成19年度において
基幹系の整備である「地域イントラネット基盤施設整備事業」を、海部

郡三町が共々広域で取り組むこととして、2月5日に四国総合通信局に申請をいたしたところであります。

2011年の地上テレビ放送デジタル化及びブロードバンドの推進に向けての、これが第一段階と考えております。

次に、「日和佐高等学校跡地利用」につきましては、廃校となった校舎及びグラウンドについて、地域ストックの活用として当町の利用構想を提案するなどし、その利用を願っているところですが、近く日和佐小学校の改築もあることから、その折の仮校舎としての利用につきましても、県南部総合県民局並びに県教育委員会に申し入れをして、進めているところがございます。

次に、高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物最終処分施設の問題ですが、1月29日に第1回臨時議会で「高知県東洋町による高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議」をしていただき、東洋町長に対し候補地の文献調査に応募したことについて、海部郡三町の正副議長・町長が抗議いたしました。いわく「当応募のいきさつは本町内部の問題」としてわたしどもの抗議を受け付けませんでした。翌30日には、三町の正副議長・町長が県庁を訪れ、飯泉知事と会談し県の支援を要請したところであります。

また、この問題について、徳島県・高知県・海部郡の三町が即応できるよう、情報交換等のチームを組んで対応に当たることとなり、本町では企画調整課がその窓口として取り組んでおります。

その後、知事は高知県知事と共に、2月6日に原子力発電環境整備機構と経済産業省資源エネルギー庁に対し反対の申し入れを行っております。加えて2月22日には、高知県の室戸市長・北川村長・海陽町長・牟岐町長、そして美波町わたくし公務のため出席できませんでしたので、美波町助役が、原環機構及び資源エネルギー庁を訪れ、機構には国への認可申請手続きを直ちに中止をと。エネ庁に対しては認可申請が提出されたとしても、これを絶対認可しないよう強く申し入れを行いました。このように数々の抗議・申し入れを行ってまいりましたが、原環機構は2月27日調査開始に必要な事業認可を国に申請することを決定し、翌28日には経済産業省に対して調査開始に必要な事業認可を申請しております。

このように「住民の声を当町として何度も何度も原環機構に届けたにもかかわらず、一顧だにせず、事を進めていくことは極めて残念なことであります」が、今後におきましては、先ほど申し上げましたチームの一員として県及び他の町村と連携しながら、強い決意で臨んでいく所存であります。

次に、昨年第3回定例会以降の町政の動きについて申し上げます。はじめに総務関係でございますが、地域高規格道路由岐インターまでの

供用開始に伴い、徳島バス株式会社から高速バス大阪線の運行経路を一部変更し、由岐を経由することについて、由岐支所前に停留所の設置の申請がありました。

停留所の設置場所として由岐公民館横に設置することとし、乗車券の販売等、由岐商工会に委託する予定で協議を進めております。

次に、企画調整関係でございますが、美波町の総合計画につきましては、12月11日に、1次審査を通過した4事業所によるプロポーザルを実施し、選定委員会において選定した業者と12月26日に契約を締結、28日には第1回目の協議を行い今後のスケジュール等の確認作業をいたしております。

策定に係る組織としては、審議会・策定委員会・職員によるワーキングチームを立ち上げ、検討協議を行うこととなります。

また、2月1日から17日までの期間に町民アンケート・中学生アンケート・町出身者アンケートを実施いたしました。現在はそのアンケート調査の分析を行っているところであります。

次に、地域づくり推進事業と地上波テレビデジタル化への移行についてであります。

最初に地域づくり推進事業については、12月6日に第3回目の地域づくり審査会を行い、奥潟地区から出されておりました「地域づくり拠点施設等の整備支援事業」の1件を審査し、これを採択いたしました。

また、1月19日には町内会連合会との意見交換会を行っております。

次に、地デジの問題につきましては、2月22日と23日に総務省四国総合通信局情報通信部の放送課長を講師に招聘し、地域情報化普及啓発講演会を由岐地区と日和佐地区でそれぞれ行ったところでございます。

次に、支所における企画調整関係であります。まちづくり交付金事業のうち由岐東部地区につきましては、旧明神荘改修工事、阿部公民館改修工事については、竣工し供用を開始いたしております。

由岐西部地区につきましても、当初に予定しておりましたネプト地区の地域防災拠点施設新設工事、木岐西町の避難地整備工事第1工区、須花地区の避難路新設工事につきましては、今年度に入り本格的に工事に着手いたしております。

また、まちづくり交付金の加配に伴い、事業計画を繰り上げて実施することとした、志和岐公民館の改修工事及び木岐西町の避難地整備工事第2工区につきましては、1月25日及び2月15日に入札を執行し、年度内の完成を目指して工事を進めているところでありますが、しかしながら、用地関係とか残土処分場等の調整に不測の時間を要することとあいなりまして、発注及び工事の着手あるいは進捗に遅れが生じている工事もございまして、木岐西町の避難地と須花地区の避難路の工事につきましては、今申し上げましたように年度内竣工が危ぶまれることから、

繰り越しの承認をお願いいたしております。

地域資源活用構想等支援調査事業については、木岐まちづくり委員会“わいわいK i K i ”を核として、当初予定しておりました料理研究会や地域間交流事業、あるいは「地域の台所実験事業」を行い、木岐地区の空き家実態調査とも連動しながら進めてまいりました。

料理研究会の具体的な内容としては、「ウツボのたたき」や地元産魚介類をアレンジした「わいわい丼」スマ鯉を使った「沖ナマス」など、アワビや伊勢エビから脱皮した大衆性と話題性を持った新作料理を模索してきたところであります。

また、空き家・廃校等既存ストックを活用した配食サービス、カフェ、体験型交流事業の現地視察や調査、木岐地区内の空き家調査についても行ってきたところであります。

残事業の講演会やU J Iターン者の交流会についても企画内容を確定する段階となっており、終了後は報告書を作成して関係者に配付する予定であります。

次に、住民福祉関係でございますが、後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。

現在の老人保健制度は、75歳以上後期高齢者が国民健康保険・健康保険・共済保険の何れかに加入していることを前提として、これらの総ての保険者が共同で費用を国及び地方自治体が50%を負担し、市町村が運営してきたところでございますけれども、これからの高齢化社会の進展に対応するため、この老人保健制度は平成19年度限りで廃止され、平成20年度からは他の保険から独立した新たな後期高齢者医療制度が創設され、県内全ての市町村が加入し、「後期高齢者医療広域連合」が制度の運営主体となることとなっております。

このことから、徳島県においても広域連合設立のため準備委員会を設置し準備を進めてきたところであり、各市町村議会においても12月議会で広域連合設立に係る規約の議決が成され、これを受けて設立許可申請をしていたところ、去る1月23日付で徳島県知事の設立許可がありましたので、2月1日に広域連合が設立され、広域連合長に徳島市長が選任されております。

この広域連合の議会の組織は議員25名で構成されることから、関係市町村においては、議会の議員及び長から1名を選出することとなっております。

運営主体となる広域連合事務局は、市町村職員30名で構成されるため、本町からも4月1日から職員1名を派遣することといたしております。次に、産業振興関係でございますが、日和佐大浜海岸を中心に迎春イベントとして、年明けの瞬間から花火300発を打ち上げると共に、日の出に合わせて日和佐太鼓創作会による「初日の出ライブ」の演奏、また、

沖合には大漁旗を掲げた漁船が並ぶなど、詰めかけた大勢の観光客あるいは帰省客の皆さんに喜んでいただきました。

地域特産品のPR活動として、2月12日「新鮮なっ！とくしま」フェアを「日和佐道の駅」で開催いたしました。

「美波町産の伊勢エビの味噌汁」や「阿波尾鶏の唐揚げ」の試食、また海部郡内で採れた新鮮な農林水産物あるいは加工品の即売で賑わい、十分に地域特産品のPRができた一日となりました。

次に、支所における産業振興関係であります。新山村振興農林漁業特別対策事業としての、伊座利漁協横に計画しております地域資源活用総合交流促進施設につきましては、設計内容の調整に時間を要したことから12月15日に入札を行ったことは、去る12月議会でもご報告したところでございますが、年度内の完成には工期的にもかなり厳しい状況でございましたが、受注業者及び地元関係者のご協力により、年度内完成を目指し工事は順調に進捗いたしており、現在は完成後の施設運営体制等について、地元関係者と具体的な話し合いを行うべく準備を進めております。

また、ソフト事業としては地域産品の宣伝事業として、2月3日～4日に新居浜市で開催された「はまさい」に阿部漁協が伊勢エビを待って参加いたしました。

美波町の観光PRとして絵模様のつづれ織りの壁掛けを掲示したり、伊座利の「アラメちゃん」のパンフレットを配布するなど、好評を得たところでございます。

持続的な地域づくりを模索する観点から、去る3日「阿部公民館」におきまして「くるま座シンポジウム」を開催いたしました。

このシンポジウムは、地域計画・小規模流通・女性の社会参加をテーマに、住民と共に考えてくれる講師を招いて、事例の紹介や提案、議論を通じて地域自治のあり方や地域力の向上、また、移住や定住の拡充のための地域内議論の高揚を図るという問題点を提起したところであります。

地球元気村につきましては、伊座利地区を会場に「バンダナアート展」との連動という形で開催したことは、去る12月議会でもご報告したとおりでございますが、その後、地域産品の紹介・宣伝及び町外団体との交流事業として、12月16日に上勝町で開催された国民文化祭のプレイベントに、木岐まちづくり委員会“わいわいK i K i”が参加し、伊勢エビの味噌汁を振舞うと共に、多くの方との交流を深めてきたところであります。

また、2月3日に東由岐公民館で早稲田大学の宮口侗迪^{としみち}教授を招き、地域づくりの講演会を開催したところであります。

なお、残事業につきましても環境改善や地域活性化を切り口とした、グループの視察・派遣等を予定しているほか、地域紹介のパンフレットを試作するなど、今後具体化すると思われる「団塊の世代を含むU」イターン」対策に結びつくような方向で事業費を活用していくことといたしております。

次に、建設関係でございますが、はじめに町の工事についてご報告をいたします。

赤松字高瀬の檜原宅裏山の県単治山事業と県単急傾斜地崩壊対策事業の第1分割、第2分割、第3分割の合併工事は工事中であります。

外磯線道路災害防止対策工事の2箇所については、1月に発注をいたしております。

また、県単土地改良事業の櫛ヶ谷2号線と3号線の舗装新設工事と、総屋敷線、桜町奥潟2号線の舗装修繕工事につきましても発注を行っております。

公共土木施設の災害関係であります。木戸谷川他の河川災害復旧工事5箇所については、ほぼ完了をいたしております。

次に、公共下水道関係での奥河内本村地域の管渠工事は、県道「さきがけ」前交差点付近で推進工事を行っていましたが、今完成をいたしております。

また、県道日和佐小野線沿いの役場、駐在所、小学校付近までの山側の開削工事につきましては、2月に発注をいたしておりますが、ただ、昨年8月に下水道施設の耐震設計基準の改定見直しが行われたことから、工事の発注が大幅に遅れるという事態に相成りましたので、繰り越しの承認をお願いいたしております。

次に、公共下水道工事損害賠償請求についての裁判の経過について、ご報告申し上げます。

平成13年度発注の外磯地区での下水管渠築造工事による損害賠償事件として、原告側と被告側となる美波町、施工業者である大林道路(株)、設計コンサルタントである(株)日新技術コンサルタントの最終弁論が、1月22日に行われました。

今回の最終弁論により原告及び被告双方の主張が総て出されたことによりまして、3月30日に判決が下される予定となっております。

次に、支所における建設関係であります。道路・河川・砂防関係の町単独事業及び県単補助事業につきましては、年度当初に予定いたしております事業を全て完了をいたしております。

志和岐漁業集落排水事業終末処理施設の設計委託事業につきましては、地区内の集落排水施設建設推進委員会の方々と数回の協議を行い、地域に合った施設が建設できるよう研究を重ねておりますが、将来の財政負担の要因とならないよう、もう少し時間をいただき、時間をかけて更に

研究検討をすることといたしましたので、繰り越しの承認をお願いいたしております。

漁村再生交付金事業による伊座利漁港の沖防波堤につきましては、80トン型合掌ブロック83個の製作及び据え付け工事は順調に進んでおりますが、残された工期内に次年度に据え付けるブロックの一部追加、つまり7個の製作を行うための変更契約の承認をお願いする議案を、今議会に上程させていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

また、本事業のソフト事業について共生・対流に係る都市住民等の意向調査、都市での地域水産物販売等の社会実験、共生・対流に係る地域情報発信システムの構築等につきましては、伊座利漁業協同組合と業務委託契約を締結しているところであります。

次に、県工事の主なものについてご報告を申し上げます。

はじめに道路関係でございますが、県道阿南鷲敷日和佐線では赤松の寺野橋架け替え工事につきましては、ほぼ完了をいたしております。

赤松由岐線では、北河内久望での局部改良工事が一部完成し、残りについては繰り越し予定と聞いており、赤松野田での測量設計委託は遅れておりましたが、今週中に発注されるものと聞いております。

また、日和佐小野線では西の地の山ノ神で高規格道路関連の局部改良工事が一部完成し、残りは繰り越し予定と伺っております。

由岐坂の側溝整備につきましては、ほぼ完成をいたしております。

また、厄除け橋の橋梁修繕工事はイワツバメの生息に関係のない工事は済んでおり、残りは繰り越し予定と伺っております。

恵比須浜田井の緊急地方道路整備事業は完成をいたしております。

日和佐牟岐線では交通安全対策事業が2月に発注されております。

由岐港線では田井の高規格インターまでを、緊急地方道路整備事業で整備し完成をいたしております。

次に、河川・砂防関係でございますが、奥潟川の総合河川整備事業は千羽口橋の上流右岸側護岸は完了し、左岸側及び樋門下部工事は繰り越し予定と聞いております。

日和佐川の河川特殊改良工事は張りコン、ブロック製作を2月に発注され繰り越し予定と聞いております。

砂防では、西の地における中由岐の老朽化した法面改修と避難階段新設を設計中であり、繰り越し予定ではありますが、急傾斜負担金の説明会を2月26日に、また、住民説明会を去る3日に開催し、3月13日に行われる県の指名審査会に諮れるよう、当町の職員としても誠心誠意地元調整にあたっているところでございます。

次に、漁港・港湾関係でございますが、由岐漁港の臨港道路の望籠橋架け替えの下部工事は3月中に完成予定で、上部工事については今月の発

注と伺っております。

阿部漁港で港内をマイナス2メートルの維持浚渫を3月に発注され、繰り越しされる予定であります。

日和佐港恵比須浜防潮堤陸こう工事は3月完成、恵比須浜防波堤先端部の消波工事と日和佐港寺込川の吐き出し部で港湾維持の矢板等根固め工事は、3月に発注され繰り越しと聞いております。

次に、地域高規格道路の進捗状況でございますが、北河内から由岐インターまでの供用に向けた工事は、全て発注済みで最終の仕上げ段階に入っております。

今春一部開通予定であることから、開通前イベントについては3月25日に田井の由岐インター付近で、横浜国立大学名誉教授の宮脇昭氏の指導により、地元の子ども及び地域住民多数による道路法面等への「みんなで作ろうドングリの森」の記念植樹を行う予定でございます。

次に、国道関係でございますが、日和佐トンネル及び久望トンネルの補修工事、照明改修工事は全て完了したと伺っております。

次に、消防防災関係でございますが、国民保護法第35条第1項を根拠として、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、市町村国民保護計画を作成することとなりましたので、本町におきましても12月に第1回美波町国民保護協議会を開催し、計画素案についてご協議をいただきました。

その後、計画素案について約1カ月の間の意見募集を行った後、計画案として2月の第2回美波町国民保護協議会に諮問し、ご承認をいただいているところであります。

現在、知事との協議を行っておりますので、協議を終えましたら速やかに議会に報告し、公表を行う予定といたしております。

1月5日に合併後初めての美波町消防団出初め式を挙行いたしました。日和佐町民グラウンドに16分団が参集し、ポンプ操法・分列行進などの日頃の訓練成果と放水の実演を行うなど、住民に消防団の活動を披露すると共に団員相互の結束を確認したところであります。

次に、都市再生モデル調査では、2月10日に由岐公民館におきまして「みなみ防災フォーラム」を開催いたしました。

アドバイザーに首都大学東京から中林教授をお迎えし、被災後の復興をテーマにした公開ワークショップとパネルディスカッションに、地域の方を中心として70名の参加者が加わり、活発な意見交換の場となりました。

日和佐浦地区に予定しております津波避難タワーにつきましては、地質調査、家屋の事前調査、老朽建物解体工事を終え、現在、基礎工設計業務を発注いたしております。今後、年度内に基礎工設計業務と避難タワーの製作工事を完了し、基礎工事と建て方工事及び敷地整備工事につき

ましては、繰り越しの承認をお願いいたしております。

次に、教育関係でございますが、1月3日に日和佐地区の成人式を挙行いたしました。本年度の新成人の旧日和佐地区の該当者は60名で、その内51名の出席がございました。式場の新成人は、諸先輩からの励ましの言葉や大きな拍手を受け、成人としての自覚をあらためて心に刻むことができたものと確信をしております。その代表からは、「これから出会うであろう困難にも全力で立ち向かいたい」との力強い宣誓がございました。

さて、次に次年度以降の成人式の開催につきましてでございますが、次年度以降におきましては、町と教育委員会との共催の形式で、1月3日にその日を統一して実施することといたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、本年10月28日に開催予定の国民文化祭「きらり輝く大道芸」の推進状況でございますが、出演者を締め切りまして3部門の出演者35組130名を内定いたしております。

今後は、本番に向けましてイベントの開催や広報等で事業内容の周知を図り、機運の高揚醸成を図っていくことといたしております。

次に、社会教育関係であります。2月7日に人権フェスティバルとして由岐公民館において、「やさしさと・思いやりのハーモニー」をテーマに、ア・カペラ・グループ“パイロン”によるコンサートを開催いたしました。楽器を使わずに声だけのハーモニーコンサートに、会場に詰めかけた240名の皆さんは、感動し、やさしい思いやりの気持ちになっていただけたと思っております。

以上「所信及び諸般」の報告といたします。

議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして、本定例会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号は「徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について」であります。医療制度改革関連法の施行に伴い、高齢化社会に対応するため75歳以上の後期高齢者について、平成20年度に独立した新高齢者医療制度が創設される予定であります。

保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が実施することとなっております。

徳島県では平成19年2月1日に、先ほど申し上げましたように、徳島県後期高齢者医療広域連合が設立され、広域連合長に徳島市長が選任されております。

広域連合議員につきましては、広域連合規約第8条第1項の規定により、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において、徳島市にあっては2人、その他の関係市町村にあっては1人を選挙

することとなっておりますので、本議会において美波町から広域連合議員の1人を選出する議案でございます。

次に、議案第2号については「平成18年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約の締結について」であります。第1種漁港である伊座利漁港沖の防波堤新設工事は、平成18年度から平成22年度までの5ヶ年計画の事業でございます。漁村再生交付金事業で実施しております。

当工事は平成18年9月11日に入札執行し、契約金額150,150千円で株式会社大竹組と仮契約を締結し、9月議会でご承認をいただきまして、80トン型合掌ブロック83個の製作及び据え付け工事を実施しているところでございます。

このたび残された工期内に、次年度に予定しているブロック7個について追加製作を行うため、株式会社大竹組と増額11,760千円の変更請負契約の締結について、ご承認をお願いするものでございます。

なお、追加製作するブロック7個につきましては、製品の強度の関係で、製作してから備え付けるまで、4週間程度の時間が必要でありますので、そしてまた波浪等を考慮し、19年度に備え付け工事を行う予定といたしておるところであります。

次に、議案第3号については「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。地方自治法の改正により、「助役」の呼称が「副町長」に、「収入役」が「会計管理者」に、また吏員を廃止して一律に「職員」となること等に伴い、関係条例の整理を本条例により一括して行うものでございます。

なお、収入役職については任期中在職することと相成ります。

次に、議案第4号につきましては、「美波町副町長定数条例の制定について」であります。地方自治法の一部改正により、助役に代えて副町長を置き、その定数を条例で定めるものでございます。

次に、議案第5号につきましては、「美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」であります。職員の給与等の公表につきましては、従来、自治事務次官通達により公表をしてきたところですが、なお一層の人事行政運営の公正と透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき条例を制定するものでございます。

次に、議案第6号の「美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と議案第7号の「美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。この二つの議案につきましては、昨今の地方行財政を取り巻く厳しい財政環境を勘案し、町長、助役、収入役及び教育長の給料を、前年度平成18年度に引き続き

平成19年度におきましても引き下げるため、条例の附則を一部改正するものでございます。

次に、議案第8号につきましては、「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、平成18年度の人事院勧告は、月例給、賞与ともに改定はなく、少子化対策への対応として、3人目以降の子等の手当額を現行の「5,000円」から、1,000円引き上げ「6,000円」とする内容の条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第9号につきましては、「美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。日和佐幼稚園、日和佐保育園、赤松保育園及び児童館の連携を一体的に推進し、幼児教育及び児童福祉の充実を図るため、新たに「子どもセンター」を設置するための条例の制定でございます。

次に、議案第10号につきましては、「美波町地域資源活用総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。平成15年度から平成18年度までの4箇年事業として、実施してきました「新山村振興農林漁業特別対策事業」によりまして、伊座利漁協横に新築中の「地域資源活用総合交流施設」を設置するための条例の制定でございます。

この施設は、敷地面積268.7平方メートルの土地に、延べ床面積195.0平方メートル、建築面積112.98平方メートルの鉄骨造・2階建の建築物であり、1階部分の主なスペースとしては、20名程度の食事等の提供できる飲食室と厨房、事務室、トイレがあり、2階部分につきましては、1週間程度の短期滞在をイメージした1DKの客室2組みの施設でございます。

次に、議案第11号につきましては、「美波町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。平成16年度から20年度までの5箇年事業として実施しております「まちづくり交付金事業」の由岐西部地区の事業において、東由岐漁協近くの高台で通称「ネプト」と呼ばれる地区に新築中の「地域防災拠点施設」を設置するための条例の制定でございます。

この施設は、敷地面積112.88平方メートルの土地に、床面積64.85平方メートル、建築面積65.53平方メートルの木造・平屋建の建築物でありまして、主なスペースとしましては、10名程度の談話室、自炊用の簡単な台所・トイレ・シャワー及び2段ベッドを3個配列する休憩室で構成されており、日常的な利用といたしましては短期滞在施設として、非常時には3トン型貯水槽を含め、「避難拠点」として活用する施設でございます。

次に、議案第12号につきましては、「美波町営若者住宅の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。若者、20歳以上35歳未満の既婚者。若者への住宅提供として、由岐地区に設置しているこの住宅について、現行規定では住宅引き渡し年齢の規定の定めがなく、若者が入居希望しても応えにくいという状況もあります。

このことから、平成19年4月1日以降の入居者には45歳到達後の最初の3月31日を迎える時に、住宅の明け渡し請求ができる規定を設けるものでございます。

また、既に入居している者についての経過措置としては、継続して居住することができますが、条例改正後3年後、つまり平成22年4月1日から年齢が45歳以上の入居者は、1ヶ月の家賃を60,000円から80,000円とする条例の一部改正でございます。

次に、議案第13号の「徳島県市町村総合事務組合理約の変更について」から、議案第18号の「海部郡特別養護老人ホーム事務組合理約の変更について」の6議案につきましては、地方自治法等の一部改正に伴う各組合理約の変更でございます。

組合理約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議については地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ることとなっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号の「町道路線廃止について」と議案第20号の「町道路線認定について」であります。この二つの議案につきましては、合併による町道の取り扱いは、合併前の路線認定の効果が当該道路の管理事務と共に合併後の市町村に継承されることとなっており、改めて路線の認定等の手続き等を行う必要はないとして、今日まで町道の統合作業を進めてきたところでございます。

しかしながら、旧町時に重複して路線認定を行っているなど、町道であるにも関わらず廃止路線となっているような路線や、同一町道名の訂正変更、旧町の集計方法の違いによる延長・幅員修正箇所が多数発見されることとなり、今回その修正作業を実施したところであります。

そうしたことを踏まえまして、その理由により変更認定という措置で対応することも可能ではございますが、修正不備も考えられることもありますので、従来の全路線を一度廃止し、今回新規認定路線をも含め、全路線で認定をお願いする内容のものでございます。

議案第21号から議案第27号までは、平成18年度美波町の一般会計・特別会計における補正予算でございます。

まず、議案第21号の「一般会計補正予算」であります。既決予算の総額に145,666千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を5,070,030千円といたしております。

補正額の財源内訳は、国・県支出金で 8,842千円の減額、地方債で 15,100千円の追加、その他で 3,906千円の減額、一般財源で 143,314千円を追加いたしております。

歳出については、総務費 12,826千円の減額、民生費 22,641千円と衛生費で 166,263千円の追加、農林水産業費 22,913千円の減額、商工費 14,300千円と土木費で 14,520千円の追加、消防費 4,800千円と教育費 719千円及び災害復旧費 30,800千円を減額した補正予算でございます。

主には調整に伴うものでありますが、大きなものとしては病院運営に係る病院会計への負担金 164,000千円でございます。

議案第22号の「国民健康保険事業特別会計補正予算」から、議案第27号の「阿部診療所特別会計補正予算」までの、6会計の補正予算につきましては、各事業における各費目間の歳出入の、歳出歳入の見込みが、ほぼ確定したために行う予算調整をいたしておりますので、詳細説明は省かせていただきます。

続きまして、議案第28号から議案第41号までの、14議案につきましては、平成19年度美波町の一般会計・特別会計・事業会計、14会計の当初予算でございます。

まず、議案第28号の「一般会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を 4,460,000千円といたしております。

前年度当初予算に比べ、金額で減額の 140,000千円、率では 3.05%減の緊縮型予算となっております。

基本的には冒頭で申し上げましたように、大変厳しい財源事情下にあるとの認識から、義務的経費の見直し、継続事業以外の公共事業の見直しとその実施期間の延伸等について検証し、また当分の間、歳出抑制基調で運営を行うことが、町民各位への「安全・安心」な面に係る緊急事態に対応する対応性の確保、あるいは持続可能な福祉事業の展開が図れるなど、より財政改革に向けた取り組みを推進していくことに気を配った予算といたしております。

その財源内訳の主なものといたしましては、国・県支出金 379,586千円、地方債 195,200千円、その他 403,696千円、一般財源 3,481,518千円を充てるものでございます。

次に、議案第29号の「国民健康保険特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を 1,296,987千円といたしております。前年度当初予算に比べ、金額で 288,370千円、率では 28.6%の増となっております。

昨年度には、合併により税率の低い旧日和佐町の税率に合わせた関係で、国保被保険者数は増加したものの、国保財政運営は大変厳しい状況となっております。

平成18年度の現時点での決算見込みは、繰り越し剰余金はないものの、何とか決算ができる目下見込みでございますが、今後の医療費の動向によっては財源不足となり、基金を取り崩さなければならない状況になる恐れもございます。

このため、大変厳しい状況ではございますが、平成19年度におきましても税率改正は行わずに、基金を50,000千円を取り崩すことといたしております。

18年度決算見込額を参考にして予算編成を行いましたので、その伸びが大きくなってございます。

次に、議案第30号の「老人保健事業特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を1,288,746千円といたしております。前年度当初予算に比べ、金額で256,090千円、率では24.8%増となっております。

対象年齢75歳以上の国保対象者1,478人と社保対象者382人を合わせた1,860人が老人保健の対象者であります。

医療技術の高度化に伴う医療費の高額化、あるいは薬剤調剤に係るもの、平均寿命の延長に伴う長寿等の理由が、予算の増加要因となっているところでございます。

次に、議案第31号の「住宅改良資金貸付特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を4,009千円といたしております。

前年度当初予算に比べ、金額で1,685千円、率では29.6%の減となっております。

すでに貸し付け事務は終了しており、現在は償還のみの事務を行っております。主には地方債の元金及び利子に係る予算でございます。

次に、議案第32号の「育英奨学金貸付事業特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を14,042千円といたしております。前年度当初予算に比べ、金額で5,854千円、率では29.4%の減となっております。19年度の貸し付け予定者は、継続貸し付け者17名と新規貸し付け13名を予定してございます。

次に、議案第33号の「赤河内財産区特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を9,702千円といたしております。

前年度当初予算に比べ、金額で198千円、率で2.0%の減となっております。赤河内財産区の管理運営の予算でございます。

次に、議案第34号の「国民宿舎特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を137,361千円といたしております。

前年度当初予算に比べ、金額で56千円の減となっております。

徳島県内で唯一の国民宿舎となりましたが、今年度1月末までの利用者11,358人と、わずかではございますが利用者の増加傾向があります。

施設面では老朽化していることから、経営状況ともども厳しいものがありますが、今後国土交通省の「みなとオアシス」としての拠点構想や、県内唯一の国民宿舎としての逆アピール性等、新しいアイデアを取り入れるなどの経営努力を続けていきたいと考えているところでございます。次に、議案第35号の「簡易水道事業特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を84,648千円といたしております。前年度当初予算に比べ、金額で2,736千円、率では3.1%減となっております。由岐地区の各簡易水道及び赤松簡易水道に係る予算でございます。

次に、議案第36号の「漁業集落排水事業特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を65,901千円といたしております。前年度当初予算に比べ、金額で19,597千円、率で42.3%の増となっております。

志和岐漁業集落環境整備では、管路敷設に先立って行う家屋調査及び宅内枘設置希望146戸のうち44戸に対応の下水管敷設に係る事業費と、それと、伊座利地区の漁業集落排水施設の管理に係る予算でございます。次に、議案第37号の「公共下水道事業特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を196,889千円といたしております。前年度当初に比べ、金額で83,922千円、率で74.3%増となっております。

公共下水道事業については、事業期間を7年延期する見直しを行うなどし、目下取り組んでいるところであります。

19年度予定の事業につきましては、奥河内本村「さきがけ店」前の交差点付近へ、マンホールポンプの設置、管渠工事では東町駐在所付近の県道より山側の大浜までの延長2,011mを開削工法で整備することといたしております。

これにより、本村及び日和佐浦地域の100世帯210人に係る定住人口と、役場・小学校・うみがめ荘などへの公共施設が使用可能となります。

次に、議案第38号の「介護保険事業特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を1,032,294千円といたしております。前年度当初に比べ、金額で12,406千円、率で1.2%増となっております。

第1号被保険認定者611人と第2号被保険者15人の合わせて626人に対し、給付負担等を行う予算であります。認定者やサービス利用者の増加により、予算規模が増える傾向にありますので、今後は地域包括支援センター、庁内にごさいますが、を本格的に稼働させ、健康づくりや介護予防、介護に対する知識の指導、自助努力の意識づくり等に力点を置いて充実していくことといたしております。

次に、議案第39号の「阿部診療所特別会計予算」であります。歳入・歳出予算の総額を25,000千円といたしております。前年度当初に比べ、金額で4,966千円、率では16.6%の減となっております。

阿部・伊座利地区住民の診療所として、非常勤医師と臨時看護師1名により、毎週月・水・金の3回と第1・第3週の火曜日については、内科・外科・整形外科の診療で運営を行っております診療所予算に係る予算でございます。

次に、議案第40号の「水道事業会計予算」につきましては、日和佐地区での上水道予算であります。前年度実績を基本として、本年の目標を給水戸数1,940戸、年間総給水量を578,000トン、一日平均給水量1,584トンの事業予定量といたしております。

まず、収益的収入及び支出については、水道事業収益として96,492千円に対し、水道事業費は91,187千円を予定いたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で10,010千円、資本的支出で58,688千円とし、企業債償還金及び配水管改良工事を予定いたしております。

次に、議案第41号の「病院事業会計予算」であります。

日和佐病院・由岐病院の二つの病院事業予算で、病床数合わせて80床、一日平均患者数は入院64人、外来301人の業務予定量といたしております。

まず、収益的収入及び支出につきましては、前年度実績をもととして、事業収益として1,000,381千円に対し、事業費用は997,556千円を予定いたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で5,756千円、資本的支出で8,725千円とし、企業債償還金であります。今後、病院経営をめぐる環境はこれまで以上に厳しいものとなってきておりますが、医療法等に基づく医療改正等の動向に充分気を遣いながら、これを見極めながら、将来において持続可能な医療体制を確立できるよう努めてまいり所存であります。

最後に、議案第42号の「美波町赤河内財産区管理委員の選任について」であります。地方自治法第296条の2の規定に基づき設置しております。赤河内財産区管理委員会委員の任期が3月31日で満了となります。委員の改選につきましては、美波町赤河内財産区管理条例第3条により、財産区の4地区すなわち、山河内・西河内・北河内・赤松内から選任された7名の委員予定者を、町長が議会の同意を得て選任することとなっておりますので、議会の同意を求めます。

以上、提案いたしております。議案の主だったものの概要をご説明を申

しましたが、現在プロジェクトで取り組んでおります「集中改革プランの策定」において、事務事業の見直し・組織機構の見直し・民間委託等の推進・定員管理及び給与の適正化・第3セクターの見直し等についての、5項目について検討を重ねてきておりますが、この検討の中で本町の行財政の特徴も明らかになってまいりました。

すなわち、美波町は集落が点在している地勢・地形であるため、全国類似団体に比べ、本庁・支所以外の施設が多いという特性を持っております。

例えば、小中学校が分校を含めて10校、保育園・幼稚園が6園、給食センターが2箇所、病院が2つ、その他の施設として「体育館」「海洋センター」「博物館」「図書館」「隣保館」「国民宿舎」等が設置されております。

そのことは、それぞれにそれぞれの施設に人的・物的経費が必要なことはいうまでもないことでございます。定員管理や経費の節減にあるいは削減に、これがブレーキをかける要因となっているのも事実でございます。

健全で、持続可能な行財政運営に資するために、このことを十分に念頭に置き、本年度をいわゆる「選択と集中」の初年度と位置付け、その具体的解決に取り組むことといたしておりますので、議員各位におかれましては、さまざまな角度からのご意見・ご提言・ご指導をお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、「所信及び諸般の報告」並びに提案説明といたします。

また、先走ったお話でございますが、平成18年度の事務・事業が3月末をもって完了いたしますので、これを専決処分により予算調整等をさせていただきますことがあるかとも思いますので、予めご了承をお願い申し上げます。

なお、提案の詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、ご審議の上、原案通りなにとぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。町長提案理由の説明といたします。長くなりました。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議 長 町長提案理由の説明が終わりました。続いて議案審議に入りたいと思いますが、時間の都合で15分、この時計で10時40分まで休ませて、休憩といたします。

(時に09時22分)

(時に10時43分)

議 長 それでは小休に引き続き議案審議に入ります。
日程第4 議案第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について議題といたします。当局の説明を求めます。影治総務課長。

総務課長 (議案第1号の説明をする)
議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。春田議員。
8番議員 指名推薦ということで、藤井町長を推薦したいと思います。
議 長 春田議員から指名推薦によるということをいただきましたが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議ないようですので、指名推薦にしたいと思いますが、どのように指名推薦を提案していただけますか。指名してください。はい。

8番議員 8番 春田。藤井町長を推薦したいと思います。
議 長 藤井町長の推薦がありました。異議ございませんか。異議がない人は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

全員賛成です。
それではただ今起立によって、徳島県後期高齢者医療広域連合会議員に藤井町長が選ばれました。当選されました。よろしく願いいたします。

建設課長 (議案第2号の説明をする)
議 長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。春田議員。
8番議員 これ7個ということで、約1,176万ぐらいですか。1個あたりというか170万ぐらい。で、その据え付けとその製作っていうのはどういうふうな比率になっとんかいう、ちょっと以前は190万ぐらいだったと思うんですけども、まあちょっとは下がっとんかなあとも。これはまあ5年間でしたっけ、1億5,000万ぐらいが5年間続くということ。実際そのぐらい要るんですかねというのが、聞きたいんですけども。その設置とその製作っていうのはどういうふうな比率になっとんですか。

議 長 鈴木建設課長。
建設課長 はい。先ほど申し上げました1個の制作費用がですね、直接工事費で、114万5千円ぐらいですね、直接工事費で。それと据付工事費がです

ね、1個あたり16万円ぐらいです。直接工事費です。比率でいきますと、7倍ぐらい。制作費が7倍ぐらいなってますね、据付工事費の。それと全体の工事概要といいますか、でございますが、伊座利の沖150メートルぐらい沖の所にですね、50メートルぐらいの延長の沖の防波堤を設置するというところでございます。よろしいでしょうか。

議 8 番 議 員

長 春田議員。

まあ、素人いきですけれども、非常にこう高いなと。まあ、80トンということで、そのコンクリなり鉄筋なりを使われて、また型代とかがあってあるんですけれども。非常にまあ、高いように思うんですけど。これはまあそういうもんなんではないかな。制作費が114万で、まあ運搬というか、据え付け自体はそんなには思うんですけども。今後ずっとこう、そういうのが妥当な金額なんですかね。

議 建 設 課 長

長 鈴木建設課長。

はい。確かに、高いなあという感じはいたします。といいますのはですね、かなりこの地域といいますのは波が高い所なんですね。そういうことでブロックいうんが、その現在製作されとうやつが、80トンいうんがだいたい最大なんですけど、いちばん大きいブロックということでまあ、その分ごっつい高いなあという気がいたします。それとまあブロック自体もですね、比重といいますか、その波の波力といいますか、波力に対応するために、通常のブロックよりもですね、比重の高いブロックを使っております。そういうことで、まあ高くなってございます。以上でございます。

議

長 他に質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。日程第5 議案第2号 平成18年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約の締結について原案通り決めるにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

議員の皆さんには12時までと一般質問の提出時間がありますので、ぜひとも一般質問をよろしくお願いいたしまして、これで散会いたします。

ご苦労様でした。

(時に10時48分)

3月8日(木)

(時に09時04分)

議

長 おはようございます。

ただ今の出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布してあります通りでございますので、説明を省略いたします。

これより日程第1 一般質問を行います。

本日の一般質問の通告者は5名でございます。通告順に従い指名いたします。

6番 影山議員を指名いたします。影山議員。

6番議員

6番 影山。わたしは3点について質問いたします。

まず、はじめに県道赤松由岐線の赤松字野田の進捗状態について質問いたします。町及び県行政のおかげで、赤松地域住民の長年の念願でありました県道阿南鷲敷日和佐線が、有に30年余の長い年月を経て立派に整備され、生活環境がすっかり便利になり、地域住民は道路整備のありがたさをこの上なく痛感し、深く感謝しているところであります。

道路整備は、地域づくり・地域の活性化を図るために、また、緊急時等に極めて重要な役割を果たすものであります。赤松地域におきましては、主要幹線は整ったものの、今なお一部の地域において道路整備が不十分なため、生活の不便さと緊急時等に不安を抱いております。

町長は提案説明において赤松字野田での測量設計委託を今週中に発注すると伺いましたが、結果が出次第早急に対処し、整備にかかって欲しいと思います。

そこで、2点お伺いいたします

本工事の完成予定はいつ頃を目安にしているのか。また、その奥への拡張工事の見通しはどのように考えているのか。お答え願います。

次に、保育料の見直しについて質問いたします。

美波町の保育料は7つの階層に区分し、各世帯の所得税の額によって保育時の年令に応じた徴収金額を定めているようであります。18年度の美波町保育園徴収金額表を見ると、それぞれの世帯の所得によって、徴収金額を幅広いものとはなっておりますが、所得に対する保育料が高く、極めて厳しい状況ではないかと思われま。

例えば、年間総収入額が189万円、給与所得控除後の金額が114万円、所得税が14万3千円で、その世帯の3歳未満児の保育料は毎月4万1千円。年間49万2千円となっております。これは給与所得控除後の金額114万円の約半分に該当することになるかと思っております。これ

では健全な生活ができず、住みよい町とはいえないのではないのでしょうか。

少子対策が叫ばれている今、あまりにも高額な保育料と思われま。これでは安心して出産や子育て、また、第2子、第3子などが望めなく、ますます少子化が進むばかりであります。

余裕を持った育児に関わることができず、母親も早々に就労し、家計をやりくりしなければならないのが現状であります。町はこのような厳しい保育の現状をどう考えているのか。保育料の見直しをする考えはあるのか。

また、19年度の保育料を3月上旬頃に定めるとありますが、どうなっているのかお伺いいたします。

最後に、赤松小学校の校舎老朽化対策とその周辺の整備について質問いたします。

現在の赤松小学校の校舎は昭和42年に改築し、本年がちょうど築40年になります。すでに耐久年数が過ぎており、校舎全体の老朽化がかなり進んだ状態になっております。例えば、最近一部取り替えはしておりますが、窓のサッシはほとんどが当時のままのものを使用しており、開閉が十分にできない状態であります。体育館はサッシを現在補修工事をしてありますが、床が反ったりして、かなり古びた有り様であります。特に屋根においては、業者が上がるのを躊躇するほど損傷しており、強い風雨が伴えば、いつ飛んでしまうかもしれない状況であります。

このような状況の校舎では、子ども達の危機管理はもちろん、学習活動にも大きく影響するものと、保護者・地域住民・学校職員は危惧しているところでもあります。改築すべき年月がはるかに経過しており、この際校舎の建替えをすべきであろうと考えますが、町はこのような状況をどのように認識し、どのような対策を考えているのかお伺いいたします。また、校舎と隣接している神社境内の古木の枝等が腐食しており、落下する危険状況になっております。境内は子ども達の活動の場所や通学路にもなっており、早急に対処すべきではないか。お伺いいたします。

以上、3点についてお尋ねいたします。

議長
建設課長

ありがとうございました。鈴木建設課長。

県道赤松由岐線の整備の進捗状況について、赤松由岐線のうち、赤松字野田の耳瀬への分岐入り口から奥の道路の今後の整備計画についてお答えいたします。

現在の状況であります。当路線は、過去にバイパス等複数のルートが検討されましたが、実現に至らずに現在まできております。

今回の測量設計は耳瀬谷川沿いの現道ルートでの調査検討であります。予定の区間延長は250メートル、幅員は現況2.5メートル、計画5メートルでございます。3月末から現地測量に入り納期は9月まで、案

ができれば地元説明会をいたします。道路と河川が引っ付いて隣接している関係で、道路が広がる分は対岸側の地権者のご協力が必要となりますが、測量設計によって明らかになってまいります。

工事の見通しと完成予定でございますが、県財政との関係が大きいと考えておりますが、地権者の協力が得られましたら、19年度に用地買収、工事着工も可能になると考えております。

以上でございます。

議 長
保 育 園 長

谷村保育園長。

2番の保育料の見直しについて、所得に対する保育料は適切かという質問にお答えさせていただきます。

保育料の徴収につきましては、国から示されました保育所徴収金基準表がございます。市町村は県からの指導を受けて、その基準表をもとに地域の実情に合った保育料を設定いたしております。

現在美波町で使用されております保育園徴収金基準表につきましては、町村合併によりまして、新しく保育料の徴収基準を定めたものでございます。現在使用しております保育料は、国から示されました保育料徴収額より低い保育料の設定がなされておりますことで、ご理解をいただければと存じます。

なお、多子世帯の保育料の軽減につきましては、同一世帯から2人以上同時に認可保育園に入園している場合に、多子世帯として当該児童2人目または3人目以降の児童の保育料の軽減をしておりますが、平成19年からは軽減が拡大され、幼稚園や認定こども園に入園している場合にも、保育料が軽減されることとなっております。

以上でございます。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

影山議員のご質問にお答えさせていただきます。赤松小学校は、校舎は昭和42年、体育館は昭和43年でございまして、議員ご指摘の通りの状況であります。学校施設は、児童が1日の大半を過ごす生活の場でありますことから、耐震・老朽化対策の充実は重要な課題であることを深く受け止めています。

赤松小学校の老朽化にどのように対応していくかにつきましては、さまざまな観点からの検討をすることが肝要ではないかと考えております。町長提案説明にございましたように、平成19年度は合併後実質初年度であるとの位置付けによりまして、各行政分野にわたって「選択と集中」のテーマのもと、今後の美波町が自立していくためにはどうしたらよいのか、その見直しを行うとのことでございます。今後の児童数の動向、保護者の意向、現場の先生等の意見等々。そして何よりも、学校を支えていただいております地域の皆さまとともに、将来的展望を期するなかで、議論していかなければならないことと考えております。

教育委員会といたしましては、将来的な視野に立ち、そこで学ぶ子ども達を、次世代を担う社会有用の人材として効果的教育をしていくために、よき方向性を見定めていかなければならないと考えております。

議員におかれましては、この上格別のご指導、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

議
教 育 次 長

長 丸岡教育次長。

わたしの方からは、赤松小学校の敷地に隣接する神社境内の古木の枝の対応についてということでお答えをさせていただきたいと思っております。

現状の取り組みといたしましては、学校現場の方に常々喚起を促しております、古木の枯れ枝等の危険な状況が発見された場合には、学校側から神社総代さんをお願いをいたしまして、対応をしてきているところでございます。

議員ご指摘のように、通学路でございます、通学路の安全を図るためではありますが、その木がご神木でございますので、神社総代さんと協議して、今後とも対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議
6 番 議 員

長 影山議員。

6番 影山。自席にて失礼します。赤松由岐線の進捗状態についてお聞きいたしました。入り口の野田、字野田のことについてはただ今お聞きして理解いたしました。つきましては、またその工事が、入り口が完成いたしましたその後の奥へのことについてどのようにお考えなのか、改めて質問したいと思います。

議
建 設 課 長

長 鈴木建設課長。

奥といたしますのは、250メートル過ぎたその更に奥のことですか。

現在ですね、耳瀬の入り口の橋から奥まで、県道部分は約900メートルでございます。県道部分の延長が900メートルです。それからその分岐の所からですね、右側に耳瀬南谷線、左側に耳瀬北谷線という町道がございます、耳瀬北谷線の奥がですね、林道になってございます。林道北谷線という林道でございます。それからさらに奥がですね、点々とまあ地図上には県道赤松由岐線ということでですね、県道で点々と道がございます。これ、道がございますといいましてもですね、現在こう人が歩いて行けるぐらいの道でございます。それが北河内字久望まで続いておましてですね、久望の久保和馬宅付近からですね、またこう車道に赤松由岐線がつながっております、それがずっと国道55線まで出て、それからさらに馬路方面、それから木岐の方へ抜けております。それが赤松由岐線でございます。

その今おっしゃいますですね、その250メートル過ぎてですね、分岐の900メートルまでの間と思っております。その間につきましてはですね、その250メートルが過ぎましたら、また引き続いてやっていただける

と考えております。現在所々ですね、待避所的に工事が5メートルぐらいの幅員でできておりまして、まず、入り口の250メートルを完成させることが先決だろうと考えております。以上でございます。

議 長
6 番 議 員

影山議員。

ただ今の説明でよくわかりました。ありがとうございました。冒頭でも言いましたように、おかげで県道阿南鷲敷日和佐線の主要幹線ができ上がり、また、田んぼのほ場整備に伴いまして、地域の道路整備がかなり進み、見違えるように改善されました。しかし、当地域は著しく少子高齢化・過疎化が進む状況であります。地域の開発活性化のためには、地域全体にいきわたった道路整備がどうしても必要であります。財政難のこととは思いますが、善処していただけますようお願いいたします。次に、保育料の見直しについてでございますが、まあ基準表をもとにして、近隣等もそのようなことになっておるといような答弁であったと思います。同じ美波町でも日和佐の4歳児の授業料は、5,500円。それから保育コースは、6,500円となって、この表を見ますと、あるようでございます。それに対して、由岐の方は日和佐に比べて、かなりこの格差が見られると思います。日和佐の保育料と同じように統一すべきではないかと思うんですが、どうでございましょうか。

議 長
保 育 園 長

谷村保育園長。答弁願います。

合併時にですね、以前旧由岐町の保育園につきましては、幼稚園がございました。今現在は、保育園として由岐保育園として、今現在運営をいたしております関係で、日和佐の方は、まだ日和佐幼稚園というかたちで現在幼稚園がございます。そういうかたちで若干の保育料の違いが出てきておりますことをご理解いただけたらと思います。

議 長
6 番 議 員

影山議員。

先ほども質問させていただいたんですが、それでは「19年度の保育料は3月上旬頃に定める」とあるんですが、どのようになっているんでしょうか。

議 長
保 育 園 長

谷村保育園長。

それにつきましては、入園申請の用紙が現在提出されておりまして。それに添付書類として、所得に関する証明、源泉徴収票、それから、今確定申告を受けてる方もございますので、その確定申告の写しなり、無い場合には、昨年、前年度の所得の額をですね、税務課の方で見せていただくこととなりますけども。それで、保育料の金額が確定するわけでございますが、今言った確定申告なり、そういうような所得が証明が出てない場合には、仮の保育料として3月の下旬ぐらいに、承諾書として各家庭に保護者にですね、承諾書として配布させていただく予定であります。

現在、源泉徴収票等が出ておる家庭については、はっきりした保育料が

確定されて承諾書として渡されることとなりますけども、源泉徴収票等が出てない家庭につきましては、仮の保育料として7月まではその状態でいかしてもらったうえで、7月になりますと税務課の方で源泉徴収された方々の所得とか、そういうのが見せていただけることとなりますので、はっきりした保育料が決まってまいります。その後は、その差額につきまして、月々で調整をさせていただくようになります。以上でございます。

議長 長 影山議員。
6 番 議員 保護者の、少子高齢化の叫ばれている今日でございます。教育費がかなりの家計への負担があるかと思っておりますので、なるべく負担が軽減されますように、また、検討よろしくお願ひしたいと思っております。それから、赤松小学校の老朽化対策等についてでございます。先日、文教厚生委員会で学校訪問をさせていただきましたが、町内各学校を見ましても、赤松小学校は他の学校に比べて、かなり整備が遅れた状況であります。赤松小学校とよく似た小規模校は、校舎が整備、改築整備されておりました。赤松小学校はかなり遅れている状況であり、格差を痛感いたしました次第でございます。日和佐小学校の建替えもあり、財政的にも大変な状況であると思っておりますが、ぜひこの際、よりよい対策を考えていただきたいと思っております。お願ひいたします。周辺の古木等の対処についても、子ども達の命に関わる最も大事なことでありますので、早急の対処をお願ひいたします。以上で、わたしの質問を終わります。

議長 長 それで答弁よろしいか。はい。それでは、通告2番 江本議員を指名いたします。江本議員。

2 番 議員 2 番 江本。わたしの方から3点ほど質問させていただきたいと思っております。老人ホームの跡地問題。いじめ・不登校、新学期が始まりますのでその点についての取り組み。また、県道日和佐小野線、高規格道路が叫ばれているなかで、これからの道路の方向付けについてということでお願ひしたいと思っております。

まず、1点めの老人ホームでございますが、昭和43年という長い月日の間、日和佐田井地区で運営されてまいりましたが、時代の流れといたしまししょうか、民間委託というかたちの形式により、今年のこの3月31日をもって最後となりました。地元としては、一つの施設が無くなるってことはたいへん寂しい思いもいたします。また、長年そこで生活された人達にとっても、一抹の寂しさがあるのでなからうかと思っております。また、新しい施設で新しい生活が始まる、充分それに環境が変わっても、充分対応して元気な姿をいつまでも見せて欲しいと願っております。

さて、老人ホームの跡地でございますが、皆さまもご存知のように地盤

的にもかなり軟弱な地域であり、また、この頃のいろんな気象状況の変化によりまして、海水の異常高潮というような状況。また、集中豪雨等の裏に田井川が流れております。そういう所からあふれ出た水に浸水するというような状況の所でございます。以前にも質問させていただきましたが、その時も町長の方はなんとか考えておるといようなお話もありましたが、こういうふうな状況下をどこまで周知しておるのか。これから先、老人ホームの跡地をどのように活用していくのか。日和佐高校の跡地でも、1年間の間、もうそのまま置いてあれば、現在のような草地、原野のようなかたちに進んでいっております。そういうふうなかたちになる前に、何とかいい方法を取っていただきたいと思います。また、県とも、どのように今のところ話し合いが続いているのかということも含めてお願いしたいと思います。

次に、いじめ・不登校についてでございます。もうすぐ4月から新年度、入学進学と児童生徒にとって、夢を持った、希望を胸にふくらませながら始まる学校生活であると思います。大事な、町にとっても大きな宝である子ども達、すばらしい学園生活になると期待しているわけでありませぬ。けれども、しかし、昨今いじめ、また不登校、かなり厳しい問題が前に、はだかっていると思います。これは全体的な中で、数パーセント、また、少ない件数かもわかりませんが、そのひとり一人にとっては、大変な問題であるとわたしは思っております。

先の12月議会でも、同僚の議員が質問されて、学校の先生方、また教育委員会の方々もいろいろ取り組んできておられますが、再度お聞かせいただきたいと思います。具体的に4点5点对応策、また、取り組みってということも聞かせていただきましたが、それ以降順調に、いじめ・不登校問題が順調なかたちで改善されているのか。そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

個人的なことで、大変デリケートな問題で、何もかもってわけではございませんが、お話しできる範囲でお聞かせ願えたらと思います。また、新年度ということで、これからのことも心配になっておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、県道小野線であります。陰に隠れて薄れているというような表現をしておりましたが、まあ順調にちょこちょこ工事も進んでおります。田井地区、日和佐の田井地区の前の拡張工事もだんだんと整備されてきております。これは誠に感謝したいと思います。地元としてはやはり生活道路、また田井から日和佐へ回る所は、断崖絶壁っていうたいへん危険な箇所等持っている道であります。これから先わたし達の行く道は、あれ一本しかございませんので、これからどのような方向性をもって道を整備されていくのか。

高規格道路ってというのは、ミニバイク、歩行者等の通行はできません。

議
助

いまだに、いやもうこれからも国道、または県道を利用するっていうふうな重要な道であります。木岐から山座峠を歩いてくる遍路の方もたくさんございますので、そこんところ、これからどのような位置付けの道にされるのか、そここのところを含めてお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

長 ありがとうございます。中東助役。

役 わたしの方からは、老人ホームの跡地につきましてお答えをさせていただきます。

国府町にありました県立国府老人ホームが、昭和43年11月に当時の日和佐町に移転され、県立日和佐老人ホームとなり、今日まで40年近く唯一の県立養護老人ホームとして、その役割を果たしてきましたが、高齢者福祉を取り巻く社会情勢が変化する中、県は老人ホームの運営につきましては、民設民営とする方針から、その役割を終え、本年の3月末をもって日和佐老人ホームを廃止することといたしております。

4月1日からは、当町の西河内の地に新築された「養護老人ホームヒワサ荘」として、社会福祉法人東紅会が引き継ぐこととなっております。この老人ホーム移転後の跡地利用につきましては、議員から昨年の中2回定例会でも一般質問がなされ、その折の答弁として「跡地利用について県からの問い合わせに対し、有償の払い下げについては財政的に無理であること、防災ストックヤードとしての無償貸し付けについては、災害時県道の崩壊等、日和佐小野線でございますが、現地までの通行が不能となる可能性から、その用途での跡地利用は考えていない」とお答えをいたしております。

その後、県から撤去ができないので、県有財産、今行政財産でございますが、これは普通財産にしての有効活用を再度検討してもらいたいとの協議が幾度かありました。

さて、ご質問の今後どのような利用を考えているのかについてでございますが、民間からの申し出・提案を含め、模索し検討をしている点を申し上げたいと思っております。

その1つは、「交流の場」としての活用であります。

文化創作活動の拠点として、美術・工芸・芸術・芸能等をテーマにした、芸術家の短期・長期のアトリエとしての創作活動の場であります。

芸術家の展覧会場として、神山町のアーティスト・イン・レジデンス事業、これはまあ住み着いて芸術活動を行うという事業でございますが、のような、芸術家とまだ世に出てない若い芸術家や芸術を志す学生とか、また地域住民も含めた「文化村」としての交流の場であります。

2つめは「芸術創庫」としての活用であります。「ソウコ」は創作の創という字を使った「創庫」でございます。これは都市で活動している若い芸術家の作品について、都会では高くてなかなか預けられないという事

情がありますので「あなたの作品を責任を持って美波町がお預かりいたします」「お預かりした作品をセレクションし、町の主催により展覧会を定期的開催いたします」をキャッチフレーズに「芸術創庫」としての活用であります。いずれにせよ、文化活動交流の場としての活用であり、人が人を呼ぶ地域振興につなげるための、検討をしているところであります。

また、施設の管理運営について、特に維持の負担について、どう構築するのかであります。

3つめには、恵比須浜岸壁を活用しての京阪神からのヨット等の海路アプローチとか、国土交通省の港オアシスの構想、また、世界遺産の指定を目指す運動等があります四国八十八カ所の巡礼コース内にあることから、これらの地域利点を考慮した交流人口の拡大に繋がる「交流の場」づくりでございます。

そのきっかけといたしまして、10月上旬に大阪市が所有する「帆船あこがれ」500トン程度の帆船でございますが。これを使っての「美波町と大阪市の文化交流」を検討中でありまして、その折の交流施設として、老人ホーム跡を視野に入れているところでございます。

次に、ご質問の現地をどの程度認識しているのかについてであります、昭和43年建築でありますので、施設は老朽化いたしております。

このことから構造的な耐震性・耐久性について、入居者に対し、安全かどうかの耐震構造調査を県当局が実施をいたしております。

対象となっておりますのは、平屋及び2階建ての鉄筋コンクリート構造の6棟と、また、建設当時からの不同沈下による目に見える傾斜とクラックについて、現況調査として予備調査と本調査、それに地盤調査と解析等検討がなされ、「どのぐらいの地震で建物が崩壊するのか」「どのぐらいの地震で建物が使用不能になるのか」についての審査報告が出されております。

総合判定として、地震による建物崩壊については、「各棟とも地表面の地震入力加速度300から400ガル程度の大地震、これは震度6に相当いたしまして、関東大震災と同規模であります、建物の崩壊はしない。」という結果が出ております。

また、地震での建物使用不能については、「管理棟・食堂のあるサービス棟・浴槽等については、先程の300から400ガル程度の大地震では使用不能となる可能性が高い。倒壊はしないけれども、使用不能となる可能性が高い。その他の棟については可能性が低い。」との判定が示されております。

また、地盤の液状化については、液状化の最も起こりやすい細砂層、細かな砂の層でございますが、これと異なり、砂礫、まあ礫も含んだ砂と礫も含んだ、が混じった透水性にむらがある地盤であることから、「ただ

ちに液状化が起こるというわけではないが、大地震の場合は局部的に液状化の可能性がある、その結果建物に沈下が発生する可能性はある。」と判定が示されているというように、県当局からお聞きをいたしております。

次に、ご質問の県との話し合いはどこまで進んでいるのかについてであります。県は地域ストックの有効活用を図る観点から、この老人ホームの廃止後は普通財産となることから、県庁、長寿こども政策局の長寿社会課が窓口となり、まず地元である美波町での活用について打診があり、以後交渉を進めているところであります。

4月からはしばらくの間、この施設の建物・工作物等の維持管理について、県が管理を行い、利用可能については平成19年度の途中からと聞いております。

このことから、昨年12月に入り、県から、この県有財産の有効活用についての照会文書がありましたので、先ほど申し上げました内容の利用目的を記した計画書を、平成19年度9月末までに提出するというように回答をいたしたところでございます。

以上でございます。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

江本議員のご質問にお答えさせていただきます。すでにご承知いただいております通り、本町は教育方針といたしまして、子ども達の生きる力と豊かな心を育み、生涯にわたる学びを実現する教育の創造を掲げ、その具現化のために、重点項目を定めてございますが、そのなかで特に、豊かでたくましい心身と自ら学ぶ意欲、社会生活全般にわたる人権意識の高揚、一人ひとりの良さや可能性をいかす、健康の保持増進等を最重要課題として、目標達成への施策を策定し、具体的に園・学校現場へ指示いたしてございます。各園・学校におきましては、それぞれの教育目標に基づき各実態に即して、すべての教育活動を見直しながら、全教職員共通理解の元、協力一致、創意あふれる学校づくりに努めていると確信いたしております。

具体的に園・学校の実態や取り組みについて申し上げますと、伸び伸びとした幼稚園から決まり事の多い小学校へと、学習環境が急激に変化し児童が戸惑うことが原因で、教師の話が聞けず、友達と騒いだり教室を歩き回るなどして授業が成立しない問題。このことを「小1プロブレム」といわれております。また、小学校から中学校1年生になった途端、生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。このことは「中1ギャップ」といわれております。そのために各園・学校において、すべての園児・児童・生徒が安心して来られる園・学校を目指して、次のような取り組みがなされております。

幼稚園におきましては、新入園児の保護者に対して入園前に保護者会を

開き、園の方針、特に人権についての取り組みを話し、園に安心して来てもらえるように説明し、親が気になることについては、個別懇談に応じ、一人ひとりを大切に受け入れるよう心がけています。

また、1日入園を実施し、園児にも保護者と一緒に来てもらい、安心して来られるように教師と楽しい1日を過ごし、教師は一人ひとりの子どもの把握に努めています。

保育園との連携については、保育園の先生との引継ぎを行っております。保育園での気になることについて、友達関係とか、生活習慣なのですが、そういうことを話してもらい、いじめ・不登校につながらないように配慮しています。

小学校におきましても、ほぼ同じ対応をしていますが、1日入学では1年生の授業参観・学校行事への招待等で、小学生と一緒に遊ぶことで、小学生にはいたわりの心、幼児には憧れの気持ち・期待感を持たせ、スムーズに入学できるように配慮をしています。常に幼稚園・保育園と連携を取り、気になる子どもについては、お互いに行き来をして指導について共通理解をしております。

中学校におきましても、中学校職員が小学校の見学を行い、日常的な生活場面の違いを知ったり、小・中学校合同の児童生徒理解のための研修会の実施・小中連絡会等で新入生に関する情報の収集・6年生児童の中学校での入学説明会への参加をしてもらい、小学生が感じている中学校、中学生から受ける威圧感を無くすための工夫、生徒会本部役員による学校紹介を取り入れております。

望ましい人間関係づくりの取り組みとして、入学直後の学級開きで、一人ひとりが大切にされる学級をつくろうとの担任の呼びかけや、人権教育を通し、一人ひとりの違いを理解し合い、互いに協力しあう意識を高めています。

学習へのつまづきの対応として、数学・英語の授業を中心に、少人数習熟度別学習を実施して、個に応じた学習を展開し、自ら学習意欲を育む「わかる授業」の展開をしています。

最後に生徒理解の取り組みとして、生徒の心情の変化を把握するため、毎日の生活記録を通して、教師との人間関係を深めていっております。申し上げるまでもなく子どもの健全育成にとりまして、学校・家庭・地域社会の連携・協力は、いつの時代においても欠かすことのできない重要事項であり、現今取り上げられております。礼儀の欠如といったことに対しますしつけの問題、家庭学習を含めた学ぶ意欲の涵養等々、三者が相互補完しながら、町ぐるみの教育実践・推進が、いじめや不登校の解決へとつながっていくことを視野に、より強力な連携体制のもと、教育施策の進展を図りたく念じている次第でございます。

最後に、一人ひとりが大切にされ、子ども達が「今日も来てよかった」

と思える学校を目指して、それぞれが取り組んでおりますので、どうか美波町の子ども達全員の幸せのために、今後とも格段のご指導・ご高配を賜りますようお願い申し上げまして答弁いたします。

以上でございます。

議長 長 鈴木建設課長。

建設課長 県道日和佐小野線の今後の取り組みについてお答えいたします。

日和佐小野線のうち、国民宿舎うみがめ荘裏から恵比須浜字田井までの区間は、平成13年度から17年度までの5ヶ年間で、緊急地方道路整備事業の災害防除で取り組んでおりました山側法面の落石対策工事は完了しております。

なお、円滑な交通安全を図るため、1車線でしかも見通しが悪いので、具体的には自動車を通ったら対向車が接近していますよと、車に照射するとセンサーが作動して、LEDをピカピカさせる、信号機のLED表示の、新しい対向車支援システムを県に申し入れております。

バイパス計画でございますが、恵比須浜字田井のたくみ地区からのバイパス計画であります。ボーリング調査、ルート選定検討、予備設計をしておりますが、日和佐港恵比須浜地区の港湾事業が中止になり、また事業費大であり、国県の財政事情も厳しく、そこへ着手することは困難な状況と伺っております。

現在、別の緊急地方道路整備事業で、恵比須浜字田井で拡幅工事を継続しておりますが、現道は海岸線沿いの崖地にあり、常に崩壊の危険に直面しており、生活道路であり、また風光明媚な観光スポットでもあります。危険度ができるだけ少なくなるような対策を、引き続き県に要望してまいります。

以上でございます。

議長 長 江本議員。

2番議員 自席から失礼させていただきます。

老人ホームの件でございますが、いろいろと3点にわたって、一応案を持っておるということで、まあ具体的にどれが進むのかはちょっとわかりませんが、こういうようなかたちで地域の活性化のため、また、さまざまなその地場産業に関係して、どんどんどんどん進めていってもらえるのであればありがたいことでございます。

今現在、さまざまなその耐震とか、液状化現象に対応した調査がなされているということでございます。本当にわたしがそこで生活していても、地盤沈下これ心配ないのだろうか。前の町道にしても、かなりクラックが入ってくると。高潮対策の塀にしても、傾いていっているというような現状を知っておりますので、そういうところも含めたこれからの対応が必要じゃないかなというような感じがしております。まあできるだけ、町にしても財政面がかなり厳しいと思いますので、県の方でこう

いうふうな、最終的にいちばん負担の少ないそういうふうな使い方、また、利用の仕方でもメリットの高い利用方法を進めていただきたいというように思っております。

次に、学校のいじめ問題でございますが、これ新入生、またお子さんをお持ちの父兄の方はいちばん心配している点であると思っております。そういうふうな観点からお聞きしたので、前回言われてた件につきまして、改善された点があるのか、もう一度お話しただけならと思っております。

それともうひとつ、どうしても転校生とか、やっぱりそのお父さんお母さんの会社の都合で転校して来るっていう人も、なかには出てくると思っております。それと先ほども言われましたように、新しい学年になるというところで、もうひとつちょっと気になっという点があるんですが、まあ個人的な批判をするべきではないんですが、子どもと先生とのトラブルっていう部分も何回か聞いたことがあるんで、その点につきまして充分対応できておるのか。そこのところを、ひとつお聞かせ願いたいと思っております。

次、最後になりますが、県道の件でございますが、今までは台風また集中豪雨等により、通行不能っていうことも何回か経験しておるわけでございます。それをまあ防ぐために平成12年ですかね、それから17年までかけて、山側の整備をされたということでございます。

今度南海道っていう、まあ大きな地震があるっていうような話もございまして。その地震の時に、やっぱりそれ通れんようになる可能性っていうのも高いと思うんですよね。だから、そのまあ日和佐の恵比須浜岸壁の使用問題、また、云々の影響で、バイパスがまあ難しいんじゃないかろうかというようなお話も伺いましたが、再度そういうふうな観点からも、まあなんとか計画を続行できるのであればと思うんですが、その点についてもう一度お願いいたします。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

お答えいたします。前回12月議会でいじめの実態等について、報告させていただいたんですけれども、あの時にまあ1件についてはよい方向で、まあ学校・保護者・先生・子どもともに、良い方向に向かって前の方に進んでいますというようなことで、今も完璧100%っていうことではないんですけれども、学校生活等で問題なしに、今いい方向で学校生活も送られているし、保護者との連携とも充分に取れて、前に進んでいる状況が続いています。

ただ、あの12月議会以降、新たないじめも実際に学校の方から報告が上がってきております。アンケート調査なんかでやった場合でも、自分達が想像するよりも、アンケート調査によれば、かなりの数いじめられた経験があるし、いじめた経験もあるというような学校の報告もございまして。まあそういうなかで、この場合にも1校の場合を例に取りますと、

保護者会を開催したり、家庭訪問をしたり、いろんなそういうふうな学校の取り組み、また、専門機関にもご指導を仰ぎながらやっていくなかで、最近ではもうその該当の子ども同士がグラウンドの中で追っかけ合いをしたりとか、ボールの投げ合いをしたりとか、非常にこう、いいムードで、子ども達も遊んでいると。仲良く遊んでいるというような報告を、ほん2、3日前に聞いたところでございます。まあ、わたしどももほっとしたところでございます。

また、転校生等につきましても、非常にこう、まあ入学生も同じなんですけれども、非常にこう不安な気持ち、それと期待感をもってしております。各学校ともに先ほど申し上げました通り、子ども達が安心して来れる学校を目指して、取り組んでいって来ております。

それから、子どもと先生のトラブルということだったんですけれども、2校ほどのそういう子どもと先生のトラブルがあったというようなことも、学校からの報告は確かに受けております。まあそういうなかで、その後、保護者とか、PTA関係、役員会等で学校対応いたしまして、今先生と、そのわたしが聞いている範囲の学校では、先生と子ども、もう長引かずに、もうすぐにスムーズな授業展開もできておりますし、子ども達との人間関係も、十分にできているという報告を受けております。なお、いろんなことが学校では毎日起こりますので、その都度、先日の校長会でも、いじめ・不登校いろんなことについて、教育委員会にもすぐに報告をして欲しい、我々も学校を一生懸命、支援をしていきたいというように、再度校長会の方にも連絡したところでございます。以上です。

議長 長 鈴木建設課長。

建設課長 バイパス計画のことです。

バイパス計画でございますが、過去6～7年前にですね、道路延長約2キロメートル、うちトンネルが1.2キロメートル。概算事業費を約40億円としてですね、ルート選定をしております。4ルートを選定しておりますね。予備設計というところで。田井から北河内の本村とか、田井から北河内の登りとか、田井から日和佐浦とか。そのトンネルでつなぐというようにございまして、それにつきましては、先ほどのまあ国・県の財政事情ということがございます。

それと国・県・町とも、まあかなりこの最近では財政的な面が、厳しくなっております。まあ今後は2車線化という事がですね、非常に厳しい状況となってきてございます。1車線の局部改良といったですね、現道を最大限に活用した対策を講じていくということが、重点が置かれてくると考えております。

ただ、あの地震時に倒壊、孤立ということがですね、この現場では、非常に考えられます。そういうことですね、防災といった面からでも

- 議 長 ですね、要望を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。
- 2 番 議員 江本議員。
今のそのバイパス道路の件であります、確かに財政的に負担が伴うたいへんな事業であろうと思いますが、安心して通れる道路、また、遍路道等を、いろいろ景観的な面もあろうかと思いますが、木岐から日和佐まで、その道についてはこれから臆するころなく計画を要望して欲しいと思います。
- 議 長 いじめ・不登校につきましても、たいへん、この間学校関係回らせていただいて、学校の先生も気をつけておられるようでございます。新しい新年度について、特に気をつけていただきたいという観点から、質問させていただきました。今後とも、それをもとに一生懸命頑張ってくださいと思いますので、よろしく願います。
- 議 長 以上で質問終わります。
- 議 長 ありがとうございます。それでは江本議員の質問を終わります。時間の都合上、15分。この時計で10時半まで休憩いたします。

(時に10時15分)

(時に10時31分)

- 議 長 それでは、小休に引き続き一般質問を行います。通告3番 戎野議員を指名いたします。戎野議員。
- 7 番 議員 7番 戎野。わたしの方は、病院改築・医療サービスについての5項目の質問をしてみたいと思っております。
- 今日、病院の重点化、集約化の流れの中で南部医療問題協議会では「身近な病院」から「頼れる病院」づくりが検討されてきております。医師、及び看護師不足の課題を抱えておりますが、南部医療圏構想と併せ、将来の人口予測を見据えて、住民が利用しやすい所に、住民にとって必要とされる美波町病院の改築を、早急に進めていかなければならない思いは、住民・行政関係者ともども同じであろうかと思っております。
- 地域医療について「外部の有識者を含め、本格議論をしていく」と町長は開会冒頭述べられておりました。研修制度の充実など工夫をこらした取り組みもなされておりますが、これまでの経過も尊重しながら、両病院の診療科の形態、棲み分けから、地震・津波災害を想定して、どの場所に、どのような規模で改築するか等、町財政との関連もあり、関係者及び住民を交えた検討委員会を立ち上げ、望まれる病院づくり案が検討されるものと思いますが、町長のこれからの方向を含めての考えをお聞きしたいと思います。
- 2項目めに、今耐震性からの危険度、構造部の老朽化が、とりわけ一段

と進んでいる日和佐病院の改築へ向けての「建設工事基本計画策定業務」の調査報告書が出されているわけではありますが、その結果も踏まえて、日和佐高校跡地利用を視野に入れての基本構想、すなわち位置・規模・財政等を含めて、町長はどのように考え、進めて行こうとしているのか。さらにお聞きしたいと思います。

3項目めでございますが、予防医療に励んだとしても、高齢者の長期入院がこれから増えると予測されるこの町において、政府が介護型を2011年で廃止する方向の中で、南部医療問題協議会で「郡内に療養型病床が望まれる」という意見も出されておりますが、安心と安全のための現状の診療科目を維持しながら、医療型療養病床と急性期医療との連携を求めての独自の病院づくり構想を考えているのか。

療養病床主体では経営が破綻すると言われるだけに、他の「回復期リハビリテーション病棟」への転換や、マンパワー・設備投資の充実・見直しを含めて特化して、これからの町の将来に即して、考えていこうとするのかお聞きをしてまいりたいと思っております。

大きな2項目めのサービスの向上についてでございますが、非常にまあ医療費の増大が、行政の政府の案で進められております。すでに2001年の1月の老人医療の原則1割負担。それから昨年の高齢者の負担。70歳以上で夫婦2人世帯年収520万円では、窓口負担が2割から3割負担へと。さらに単身者の年収380万円以上では2割負担。療養病床の入院患者の食費値上げと居住費の全額負担等、医療費の増大がなされております。

そして、来年4月からの70歳～74歳にかけての一般的所得者全員に、1割負担から2割負担。さらに、この現行老人保険制度を廃止し、新たな保険料制度へ移ろうということに決められております。

このように、高齢者の医療費の窓口負担が非常に増えておりますが、本町でも、75歳以上の新たな「後期高齢者医療制度」の対象者が国保対象者から1478人、社会保険対象者から382人の合計1860人にも及ぶと説明されていましたが、この「後期高齢者保険料」の負担増大に対して、どのような軽減、または対応策を考えているのか。

徳島県後期高齢者医療広域連合が設立され、本町からも職員1名の派遣がなされるように決定されておりますが、その中で運用、また、されていくこの保険料が、毎月全国平均6,200円程度、年金等から、全員、町によって徴収されるようになるのではと思っておりますが、介護保険負担のように年金所得に応じた「段階負担」の軽減策は考えられているのか。また、本年度の予算編成での-3.05%の緊縮予算の中で、老人医療に対する医療費の予測される増大に対する、今後の対応策をどのように取り組んでいこうとするのか、お聞きをしてまいりたいと思っております。

5項目めにですね、基本計画の策定業務報告書にも「これからの病院建

築は患者の満足を第一に」と書かれておりますように、「接客サービスの質が、流行る病院と流行らない病院の明暗を分ける」と指摘されております。

「患者が病院を訪れ、受付に始まり、治療を終え、薬を受け取り、最後の治療費を払って帰るまでのプロセス・動線を想定すると、たいへん多くの病院スタッフと会うことになる」と。「受付事務、担当医、看護師、各検査技師、それぞれの対応の仕方では患者の満足度は異なる。待ち時間も大きな要素になる」そして、「...ソフト面にも充分配慮する必要があり、患者の気持ちに立った心身の医療サービスに心がけたい...」と書かれておりますように、診察の待ち時間でも満足度が非常に左右されてまいります。

そこで、具体的なサービス改善の一環として、内科の電話予約診療の試行について、提起して質問をさせていただきます。今日、地方病院における医師、看護師のマンパワー不足が問題になっておりますが、その人々に負担をかけない工夫をして、「電話予約診療」を試行的に日和佐病院の内科を中心にやってみて、利用者の待ち時間短縮による利便性向上を図ってはどうかということであります。

具体的には、朝の番号札受付順による窓口受付が落ち着く9時30分から11時頃まで、電話と直接窓口受付を時間順に受付をして、電話予約に対しては、窓口事務職員が診察終了、会計支払いと受付簿を照らし合わせながら、おおよその診察開始時間を示して、受付ができないかということであります。

患者は予定時間の30分前に来てもらうことを文書を含めて案内し、番号札を早朝から取りに来ることが大変な患者さんの、待つ時間を短縮することで利便性を図り、他の病院へ行く患者さんを、地元病院でかかりやすくする工夫をすべきではないかという提案であります。

以上、病院改築とサービス向上に向けての明解な答弁をお願いしたいと思います。

議 長 古字日和佐病院事務長
日和佐病院事務長

わたしの方から、病院改築問題について、2点めのサービス向上に向けての日和佐病院における内科において、試行的に電話予約診察が受けられるように取り組むことができないかについて、お答えさせていただきます。

まず、病院改築についてでございますが、旧日和佐・由岐町において、それぞれ病院建設検討委員会が立ち上げられ、合併前に答申をされているところではあります。合併後における新たな病院事業発足とともに美波町としての医療体制をどう整備していくのか。

また、将来において持続可能な医療施設はどうあるべきものか。「美波町医療体制整備検討委員会」を立ち上げるべき、委員の選定を行い、最終

詰めの準備作業を行っており、19年度早々に発足することといたしております。

メンバー構成につきましては、主に外部より医療従事に見識の深い有識者で構成することとし、広い視野で議論提言をいただき、19年度中にまとめていただくとともに、答申を受け、医療体制の整備に向け、推し進めていく考えです。

その中での基礎資料といたしまして、旧日和佐町においては、「日和佐病院建設工事基本計画策定業務」由岐町においては、「由岐病院建設地検討業務」を業務委託して成果品をいただいておりますことから、それぞれの内容分析を十分に把握するとともに尊重し、検討委員会において生きた資料として活用していくつもりでございます。

答申を受け、整備を進めていく上において、今はソフト面における継続安定的な医師の確保、看護職員の充実を主眼といたしました、医療従事職員が安心して働ける環境整備に取り組むことが最重要課題であり、今後どういう形の施設であれ、地域住民の医療を確保し、安心・安全である医療体制を確立することが将来につながることであり、あらゆる手立てをもって取り組んでまいりたいと考えております。

療養病床の再編成にかかる国の基本指針といたしまして、今後、介護型は全廃、医療型も縮小して、現在の療養病床の38万床を医療型のみのも15万床にしようとする方針が示され、特に病院は急性期医療に特化し、その後は在宅医療を積極的に推進しようというものです。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者だけの世帯、高齢独居世帯が増加する中、退院すべきだが、介護の面からすぐ自宅へ帰ることが困難な患者、病弱で自宅での療養が困難な高齢者が、美波町においても増加することが懸念されております。

また、疾病構造が感染症から生活習慣病に移行する中、病院は治療のみならず、町民の健康診断、予防健康増進活動に積極的に関わっていく必要もあることから、改築時の選択肢として、病院を核とした保健センターや介護・福祉施設を併設した複合施設の在り方も視野に入れ、検討委員会の中で検討をいただき、進めていくこととなります。この検討過程内容については、必要に応じて議会に報告してまいりますので、議員各位におかれましても、ご指導ご協力をお願い申し上げます。

次に、サービス向上に向けてのご質問でございますが、患者に対する医療サービスの第一歩は、患者の待ち時間を短縮することにあります。そのための方策といたしましては、自動受付機・自動会計機・コンピュータシステムの導入・業務の定型化などにより業務を効率化するとともに、診療開始時間の徹底、予約診療の実施などによる対応が考えられるところであります。

現在、日和佐病院では、内科診察室が1室・外科診察室が1室で、日常

の診察業務を行っているところです。診察は、受付順序により診察を行っております。電話予約診察を行うためには、来院し受付を行う方と電話での予約の方が混在することになります。混在することにより、診察順序の変更や予約時間での診察開始が遅れることが予想されます。早朝より受付に来られた方と、電話予約の方との診察順序の混乱がおきるものと思われます。この混乱をなくすためには、完全予約制にするか、または大規模病院で行われているように、診察室の増設や標榜診療科を増やすことなどが考えられますが、最低でも内科診察室を2室にすることが必要と思われます。完全予約制にいたしますと、予約以外の方は診察ができないことになり、また、急性を要する入院患者への対応の問題もございます。これらのことから、診察患者数の制限にもつながることとなり、不可能です。

また、内科診察室を2室にするということは、常時内科医師が2名での診察が必要となります。内科診察室を2室にすることは、現在の施設では広さなどの制約があり、できません。また、常時内科医師2名での診察も現在の医師不足の状況下では不可能と思われます。

以上です。

議 長 田川住民福祉課長
住民福祉課長

田川住民福祉課長。

ご質問の2点め、サービス向上についての高齢者医療費の増大に対する軽減対策と、負担の補助軽減への取り組みはどうかということに対してお答え申し上げます。

平成17年度の美波町老人医療給付費は、1,215,312,765円です。老人医療受給者一人当たりの費用額は669,955円となり、徳島県においては一番低い費用額となっています。因みに、徳島県の平均費用額は816,151円、また、全国平均費用額は、暫定ではございますが821,000円となっており、伸び率は5.3%でございます。

しかし、高齢化で増える傾向にある医療費については、医療技術の高度化・長寿・調剤の増加などが、増加原因となっています。この医療費の軽減を図るため、糖尿病や高血圧など生活習慣病の「予備群」を早期発見し、保健指導で生活習慣病を改善してもらうよう、これまで以上に健康診断の受診勧奨・健康学習・重複多受診の方への訪問指導対策・健康相談の機会を捉えての自助努力の意識づくりなどを充実していきたいと思っております。

また、75歳以上の全員が加入する、独立した「後期高齢者医療制度」が平成20年4月に創設され、医療費の公定価格である診療報酬も別建てになります。都道府県内の全市町村が参加する広域連合が運営し、患者の窓口負担を除いた財源は、高齢者本人の保険料が一割、現役世代からの支援金が四割、国・県などによります税金五割で賄われます。

保険料の賦課・徴収については、後期高齢者においては、介護保険同様、後期高齢者一人ひとりに対して、保険料を賦課・徴収します。保険料の算定方法については、国保の算定方法を参考にして、頭割の部分（応益割）と、所得に応じた部分（応能割）とで設定され、応益割は被保険者均等割、応能割は所得割として、応益割：応能割＝50：50を標準とします。また、賦課限度額も設けられます。

後期高齢者保険料は、厚生労働者の試算では、全国平均で見ると厚生年金を年208万円受給している場合の保険料は月6,200円、基礎年金、年79万円ですけども、基礎年金だけの場合は月900円。原則としまして、年金からの天引きになります。

保険料の軽減措置については、低所得者の方は、世帯の所得水準に応じて、頭割の部分（応益割）が軽減されまして、保険料が7割軽減、5割軽減、2割軽減されることになっています。

また、被用者保険、社会保険でございますけども、被用者保険の扶養家族になっている高齢者につきましては、激変緩和措置としまして加入から2ヶ年は半額に軽減されます。徳島県におけます保険料については、今年の11月頃決定される予定と聞いています。以上でございます。

議 長 戎野議員。
7 番 議 員

戎野議員。

じゃあ、自席から失礼させてもらいます。

まあ、方向性について、病院の改築等について、町長の方からの答弁はないんですね。そしたらですね、まず今答弁していただいた古字事務長からの答弁について、再質問をしてみたいと思いますが。

非常にあの完全予約制をとらなければ、なかなか電話予約診療はできないということでしたが、窓口と電話の受付がですね、その時間順にですね、受付やれば、医師・看護婦等にもですね、さほど負担をかけないやり方でできるというふうにも、考えておるんですが。まあ、できないっていうその理由が、この看護師・医師等の負担を大きくかけるという、そういう根拠もあるのかということ、まず、お尋ねしたいと。電話をですね、受付するのも、直接窓口で混在して受付をしていくのも、同じ時間軸で受付していけば、できるのではないかと。診察室のあえて増設は、必要ではないのではないかとというふうに考えるのですが。さらに、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長 古字日和佐病院事務長。
日和佐病院事務長

古字日和佐病院事務長。

はい。お答えいたします。

電話予約するということは、あくまでも医師・看護師、それから事務職員レベル全て一体化したかたちの上での連携を図らなければ、患者に対しての余分な余計なトラブルも生まれるものと思います。今の現状の上で、窓口で電話予約をいたしたとしたところとしますと、診察科においてのその連絡体制ですね、それがすぐにできないというような状況下に

議
町

もあります。それをすぐには、あくまでもコンピュータの導入を図りまして、電子カルテ化ということを図りまして、常にその時点の状況把握をし、待ち時間がどれくらいあるかということ常を把握しなければ、かなりの混乱が起こると思われま。

電子カルテ化すれば一挙に済むかといいますと、そういうわけでもありませんで、それに貼り付ける職員なり、その適正化を図らなければならぬし、導入にあたっては、費用対効果その部分についても検討をしなければならぬと思ひます。以上です。

長 藤井町長。

長 担当事務長から、再問に対するお答えを進行する中で、町長の答弁ないかって、おことばがございましたんで。まあ、大事な問題でございますんで、この点についてわたしから、見解の一端を申し述べたいと存じます。

とにかく、その地域っていうのはやっぱり、教育と医療っていうのが、ある程度、ほどほどに完備しておる所っていうのが、定住のもういちばん基本だと考へていることは、もうご承知の通りでございます。

さて、先ほど、病院問題についてどういふ検討がされ、どのように進んでいくかについての手続的なこと、あるいはその手続きの過程の中で、ご議論いただくメンバー等々については、担当事務長からご説明した通りであります。今実は、いちばん問題になっておりますのは、ご存知のように、医療資源つまり医師あるいはそれに従事する看護師の絶対不足であります。絶対不足で。県立の今4病院がですね、医師がですね、どんどん減少しておってですね、わたしどものいちばん身近にあります県立海部病院においては、もうその存立して診療することさえも、19年度の4月以降、困難であると。こういう全況でございます。まあそういうところは御多分に洩れないところでございまして。

さて、そこで当美波町の2つの病院をどうするか。こういうことについては、合併協議会では、当時旧由岐町に1つ病院があり、旧日和佐町に病院があつて、民間病院の無い由岐町が先だということで、単純に単純に財源問題とか将来問題議論なしに、そういう議論がなされているところでございます。しかし、地元の住民にとりましては、わたし冒頭申し上げましたように、この医療の体制っていうのは欠かせません。そこで、今事務長が言ったように、両方ともにそれぞれが、旧日和佐町においては5年間にわたって検討し、旧由岐町においては1年度において検討されて答申されておるところは充分承知しております。

さて、そこで全国的に見ますと、人口8,700、今日で60人ぐらいと思うんですが、人口が。これが1年に140から150人急激に人口が減少しております。当町は。そのことは、南部圏域の海部郡と那賀町を含めましても、相当な人口減少がございまして。その中で人口減少の中

でも、その今かかっているお医者さん、病院が無くなったら困ると。じゃ、どのように町民の方々に医療資源、ここの由岐病院、日和佐病院どういうふうにかかってくさってかかっているのは、レセプトで分析しますと、まあ、ケースで言うとちょっと長くなるんですが。

例えば、平成18年の4月の診療分で、5月診察分見ましても、みんなよそへ出て行っていると。全部よそへ出て行っちゃっていると。医療資源です。つまりそれは、医者がおっても見抜く力の無い医者だからいやだということか、病院が汚いから来ないのか、ではなくてですね、非常に一口に言って、その高度医療の機関を備えたいいわゆる小松島でありますとか、徳島市の方に大方出て行ってしまっているということ。

しかし、当地域で実は、後ほどご提案、いや今回提案しておりますように、両町合わせての、両病院合わせての1年間の業務量という、まあ入院患者で80人ぐらいかなあと。それから、いやごめんなさい、64人ぐらいかなあと。それから外来で来られるのが300人ぐらいかなあとということで、業務量を予定して、これに要する医療費用が10億円あります。医業収益は、それは予算上ですからちょっと課題もあるかもしれませんが、それよりも少ないと。非常にまあ厳しい状況。そこに来られておるその人達は、どうしても膝が痛いとか、どちらかと言うと整形系が強いと。あるいはその慢性で。急性期的なことは、どうしてもあのお圏外に移出しておる。

しかし、わたくしは言えるように、やっぱりそれじゃよそに行きよるんだから、もう道路ができたら病院要らんわということになったら、果たしてこれだけ人口減少加えていく中で、子育てもできないし、新たにここへ行って住んでみようという定住意識っていうのは、やっぱり教育とか医療が完備しておるといえるのは、まず基礎的条件であります。まあ、そういう観点を念頭におきまして、いずれにいたしましても、まあ10年経ったら、おそらく1500人ぐらい減りますから、7,000。この前も国土交通省が言っておるように、消滅する集落さえも出てくると、30年後には。

そういうようなことでございますので、長くなりますが、そういう認識は充分持ったうえで、どのようにこの地域医療のニーズにこたえるかと。阿部・伊座利からですね、山河内の奥まで含めて、そしてまた町民だけでなく、隣接する町民が当町の病院に依拠して、あるいは来てくださっている人を守るためにどのような連携をとるかということで、頑張っていく覚悟であります。

問題は、今まっさらの病院建てたら医者が来るかっていったら、来ません。ほんで、今はですね、わずかに個人的な力とか、そういうことで必死になって医者を確保しとんであります。医者おらんでないかと言われるかもしれませんが、その前にもう町民も議会も含めてですね、こういう医者

があると、こういうふうにしようというんで言っていたかかないと。これは厚生大臣に言うたって、お医者さんパーッと出てくるわけでないんでね。ぜひこの際わたし達が小さい町で、持続可能な定住条件の基本的な医療体制をどうするかということ、この際真剣に考えなきゃならないと思っております。

そのためにわたくしはこう思います。まあ道路も近くなって15年ぐらいしますと、おそらくここから徳島まで40分で行けると。しかし、しかし、そうでなくても事務長が言ったように大病院から、放り出されて家へ帰っても一人だと。そういう人達のケア、療養というようなこと。で、まあ最低限度の救急対応ができるという最小限で命を。すぐ死ななくても助けたら助かると。こういうような状態を完備するというところで、スケールダウンはせざるを得ないだろうと、こう思っております。

基本的にはまあ、あのそれはどういうふうな見識のある見解、で、今医療圏の中ではどういうこと言われているかといいますと、県立海部病院があると。海南病院があると。日和佐病院があると。由岐病院があると。このことを医療協では非常に議論されておる。

実はこの間は、わたし今ごっついこう興奮してもの言うたですけどね、もっとがいなこと言ったんですよ。開設者が違う町村立・村立・県立・国立、要するに独立行政法人で。よってですね、県立がですね、お医者さんが無いからですね、で、海部にある県立以外の3町でですね、病院を縮小しろというような雰囲気ですね、これは言われたら困る。仮にうちは2つがですね、病院を廃止したら医者って充分回るんかって、わたしは県の公営企業管理者である塩谷さんに、顔をそむけてではありませんが、がいに抵抗しております。

つまり、もう今の現場はですね、医師を医療資源を供給する側がですね、入らないで、お医者さんの供給を受ける側だけが医者の取り合いしておるのがもう現実です。で、そこで建物のお話はあるんですが、当面は、当面ここ一年ぐらいですぐにはいかんと思っておりますが、ソフトが大事であると。こう思っております。

それはどういうことかと言いますと、町立、あのこれことば、先生にお許しをいただきたいんです、本会議ですから。ことばをこれ慎重に選ばなきゃならないんですが、少々給料上げて、こんな田舎の町で子どもを連れて、嫁さんを連れて行ったってというアメニティの問題があります。

その2点め、やっぱり田舎へ行くとあの訴訟問題が多いと。お医者さんの見立てが悪かったとか何とか、いわゆる訴訟問題。

それから、医師自身がこういう所で現役のバリバリが行っても、自分は日進月歩の技術向上、技術力が劣化すると。だから田舎へ行きたくない。これははっきりしております。

そういうようなその他、行ってもですね、サポートしてくれる看護師が。どうもこうやっぱり医者さんだけが患者できませんから。外科にしても、内科にしても。

そういう意味におきまして、たいへんその医師が地方のほんとに地域医療一生懸命頑張って回ってる医療機関だけど、肝心のお医者さんはそういうようなことで来ないというのが事実でございます、そういう事情はもう質問の戒野議員におかれては。その中で一生懸命もうこの件に関しましては、わたしや事務長でなしに、もう助役も収入役もひっくるめてですね、もうその今ほんとにここで、あの毎日この活動しておることを手柄話に言うわけじゃないけど、その医者この医者って言うのはもう大変なんです。やっと話しよるところは、上ですね、県の方がこう抜きまわるんですね。まあいわば医者を取り合いです。

で、そういうような状況でございます中で、今ハードつまり建物を早う建てんかと言ってもですね、まず今度は財政問題にいきます。実は、今わたし冒頭で申し上げましたように、今も美波町の財政はたいへん逼迫しております。つまり、経常収支比率が100%近い。余裕度はいっこともありません。少々財政調整基金はございます。ご存知の通りです。しかし、明日以降のですね、経常経費がもう相成りません。

そこでそれは今までだったら、普通会計だけで、まあ病院は病院企業債だからええじゃないか、下水は下水で特別会計だと言ったんですが、今回の国会で改正になります「地方財政再建促進特別措置法」というんが改正になって、いわゆる連結決算をした上で借金を見ると。つまり、一般会計は収支トントンであっても、病院どないなとんと。公営企業はどないなとんと、下水はどないなとんと。全体を見た上で、借金がどの程度あるかっていうことで、財政統制を加える。ことばは地方分権と称して、地方は非常に自由度がある金の使い方といって交付金制度と。補助金という名前が交付金ただだけで、実は財政的にはそういう見方をする。

さて、唯一の一般財源でございます地方交付税につきましては、先生ご存知のように、この前の徳新でも詳報されておりましたが、あれは地方交付税の新型地方交付税は、どうもあまり変わらなくてよってというような雰囲気はありましたが。あれは18年度、18年度済んだ地方交付税を今度の改正試案で18年度のケース、置き換えた場合のケースの見込みでございます、まあ新聞はそういうふうに正確に書いてくれとんですが。あんまり減れへんでないでっていうご議論があるが、実は19年度につきましては、当町につきましては、相当厳しいもんがございます。2,000万に近い普通交付税があります。たった2,000万か、ではありません。往復で4,000万になる。まあ、そういうようなことでございます、実は病院もしたいし、少々の赤字だったら地域医療を

守りたい。人間は減っていてもですね、どないかしたいっていうんですが。

結論的に、結論的にいいますならば、わたしもたいへんあの言いにくいんですが、医療体制は病院が少々縮小になっても、絶対に今も2つの病院で提供している医療の内容の水準は落とさないでどのようにするかっていうと、スケールダウンしかない。ところが、規模を縮小にしましてもですね、例えば由岐病院50床あるから30床にすりゃええじゃないかっていうんですが、という議論もあるかもしれませんが、それにつきましては、施設っていうのは医療法がございまして、建物主義というのがございまして、建物がありゃあ、ある限りについては、看護基準いろいろありまして、そういう簡単なものではない。

で、どうするかっていうと診療科目でですね、お互いに工夫しあってですね、やっていくというような方向。まあ、今これ長いこと申し上げたら失礼になりますんで、時間の増長になりますが。いろんなことを視野に入れまして、今後、実はまあ、じゃあ日和佐の方はとりあえず高等学校があるじゃないかという単純なものではなくてですね、ぜひひとつ両町旧町時代においては、議論は充分踏まえた上でですね、みんなにご納得いただいて。そいじゃあやっぱり、将来とも続く方法ってどうなんだろうかと。やっぱり診療所を置かないかんですね、何箇所か。今のある阿部とか、それはもう当然やっとかないかん。それから巡回診療とか。そういう心配事が無いと。こういう状態とかをいろいろ議論していただきます。で、内容はですね、やっぱり土地の人ばかりやるとやっぱりエゴが出ますんで、もちろん地域の人も入れます。で、徳島大学の教授でありますとか、日本赤十字の事務系等とか、あと地元医師会とか。そういうことをやっていきたいと思えます。

結論的に言いますと、美波町の医師の医療のですね、体制についてはなんと言うか、ただもう単純に、議論しとうから、建てるっちゅうたんじゃけん、建てんかという議論だけはしないでほしい。それは県下町村で合併協議で決めとっててもですね、財政が狂たって。町がつぶれたら、こう全部合算しますと、大きい借金になります。つぶれちゃうと持続できない。かえって住民の皆さんに不安をおおる。地震もいつくるかわからん。

しかし、そこは今のあるストックを充分その直しながら、直しながらっていうのは、有効、有用にしていくための工夫、つまり改良改善を加える中で、見定めていきたいと思っております。ただ、スケジュールといましては、もしご議論が一本化になって、どっちかどうするっていうことになりましたら、まあ小学校の問題があって、問題はIT基盤の立ち上げがございまして。2011問題については、テレビが見えなくなるということに対する大きい対応もしなければなりません。これは15

億円ぐらいかかるだろうと思います。当議会に当初予算でお願いしておりますのは、その後の地域イントラの3億円程度でございますが、いや失礼2億円程度でございますが、それだって15億。

小学校、日和佐小学校ですね、それをやってこれやる。そうすると次の課題になりますと、ここで新たに大方それ借金になると思いますね。一般財源と借金になります。そうしますと、小学校の数字もかなり要るだろうと思いますね。地域イントラ、IT基盤の整備にやっぱり10数億要る、これは3町が海部、やるんですけれども。そういうんが要る。そうしますと、その次ぐらいの段階なのかなあとと思います。スケジュール的に。だから、おそらく答申が早く出たって言うても財政が。

今の財貯は2億2千、2億2千で4億4千の病院については積立がございます。しかし、1床当たり今日のマーケティングの価格を市場価格で試算しますと、個人病院でですね、たたき大工でやっとなる場合は1床1,000万てありますが、法律の平均が3,000万弱だと思います。1床あたりですね。仮に50床やるとしますと、10億円でございます。そういうようなオーダーのお金になります。で、それは今後の公債への償還も考えて、人口が減っていく、どういうふうにして持続して、10年先20年先でも、由岐に住んでもいい、日和佐に住んだって、住んどらんかという定住状況に備える医療体制をどうするかということまで含めて。で、事務長が申しあげましたように、勝手に検討委員会こっさえて議会にできたら示すんでなしに、途中でですね、充分文教厚生委員会等を通じまして、先生方あるいはまた地域住民の方々の声を聞いてですね、やっていきたいと思っておりますので。長くなりましたが、決して病院問題を退けとんでなくて。

それから、4月以降につきましてはですね、両病院とも今のところ、まああの体制を充実してスタートしとるんですが、いろいろ受付の入り口の問題もあるだろうと思いますが、町民の方々も「ここへ来てくれてるお医者さんはよう来てくれたね」と、「ほんとうに」という、まあ患者はほらもちろんね、役場じゃけん一生懸命サービスせないかんのやけど、何なこれはって言うんじゃなくて、わたしの健康を守ってくれてる人になるから、少々のはあっても、ともどもが自分の命守ってくれよう人やけんね。喧嘩しに行つとるんじゃないから。どうぞこれらの点はご理解賜りたいと。公立の大きい病院でもそういうことがいっぱいあります。

だから、徳島県の医療機関っていうのは、どこ行っても親切であるっていうのは基本にしなきゃいかん。基本にしなきゃいかんのですけども、やっぱり田舎の方は高齢ですから、10分で診療済むんが、30分もかかる人がおると。脱ぐのに10分、着るのに5分でどうしても出て行かないという方もおったりね、しますんで。どうぞ、医療の体制を確保す

るっちゅうことは、病院側だけ役場だけでなく、みんながそこでその医療資源を大事にするんだという気持ちになっていただくことを。これわたくしが演説するんでなくて、徳大の教授なんかも言っております。ですから、離島においてもですね、そういう地域住民の、「わしの腕でわしの診療でこんだけ期待されるんなら、俺は東京へ帰ってその学者や教授になるんでなくて」っていうマン何とかいう、そんな離島のすばらしい医者もおります。それは、地域の人がいろんな資源を大事にして、わたし達の命を、先生どかないでくれって。そういうアメニティを高める事が大事だと思っております。わたしも若い頃、人のサービスによるケチをつける性格でした。しかし出会いを重ねるにしたがって、そういうことを思います。

ぜひ、あの長くなりましたが、病院にかけては命を賭けてると。ただ、早う建てんかじゃなしに、どうやったら建つじゃないかと。その検討ができとらんというようなことに視点を置いていただきたいと。

そして、今人口減少にありますけども、やはり由岐・日和佐はいいところだと。あそこへ住んでみようよという引き金になってですね、減少が止まるということも、病院の完備ということも大事だと思いますので、そういう視点で、これは19年度中の秋ぐらいまでに結論を出そうと思っております。

ちょっと長いんですが、この間医療協ではね、相当喧嘩やってますんでね、今南部医療圏委では7つ項目について検討しております。まあ小児科・産科がないでありますとか、ネットワークどうするか。しかし、その議論ではやっぱり県立の方が、あの4病院が中核ですからね、そのお医者さんがおらんから、町立のそんなもう、というような雰囲気でございます、結論は至っておりません。

しかし、今後3月の15日、この月末にもういっぺん議論をしようよっていうんですが。いずれにいたしましても、設置者は違う、設置の経緯が違う、町立で来た、県立で来た、医師会立であると。そういうところでですね、その供給側のお医者さんをまんべんなく供給しとってくれと。お前ら経営が怠慢だから、医者引っ掛けるようなのはひょっとして筋道わかるけど。わたしたちは、由岐町におかれても先輩達、日和佐町におかれても長年にわたって先輩達が苦勞をして、作り上げて、地域住民がやってると。

そして、採算採算って言われても、地域医療っていうのはね、本当に貧しい人達を、本当にまあたいした診療でないと、10分かかってますね、2千円しか入らんのを5千円も6千円もかけて。そうやって地域の人を守っておる自治体病院のあり方でありまして。病院の赤字けしからんという。採算で言われるんだったら、もうとてもできないんだと。こういうようなことです。地域医療・地域病院というのは、そういう人達

を助けていくんだという信念であります。しかしながら、銭金の算用になりますと、無い袖は振れないということばがありますが、だからそういう中でどうやって維持するかと。役所もうちよっとうこういうこと考えと。あるいは公立でのうても、役所が建てて民営にやらしたらどうだとか。いろいろな方法があると思います。

しかし、わたくしは当面は、両町で検討してきたことを踏まえた上で、どうやってこれを特色ある病院にして、地域住民の医療の供給に対応するかと。これは、わたくしは本当に勉強の足らんとところであります。どうぞ皆さん方の先生方のご協力と町民各位にですね、ぜひ自分たちの町のたいした病気になったら、阿南とか医師会とかよそへ行かんと、ここですね、治る病気はぜひ地域内の診療所を大事にして、ここで医療手術をしていただきたいということでございます。

長くなりましてけども、これはもうどうぞひとつ答弁を、担当が一生懸命やってる姿を今回この議会ではと思ったんです。わたしの話は長いですけども、一応そういうことでございます。どうぞひとつ、せっかく今、風前の灯みたいになっておりますけども、一生懸命職員もやっているつもりです。至らんとところはお叱りをいただきたいと思っております。

議 長
7 番 議 員

戎野議員。

今、町長から非常に懸命な努力をなされておるということで、持続可能な地域医療体制を築いていくという強い姿勢を述べられましたので、その点について、もちろんわたしどもも、共に考えて支援をしていきたいと思うんですが。先ほども申しましたように、まあ、財政を伴わない、医師・看護師になるべく負担のかけないようなことで、まあソフト面で利便性を図っていこうということで、予約診療のことについても、質問させていただきました。

まあ、あの窓口の電話受付の担当者が、診察の受付簿と診察終了、いわゆる会計支払を見ながら、カルテを持参した時に診察の進行掲示板を参考にですね、今時間当たり内科の医師が診察が8人ほどしてるということも聞いておりますので、そういうことを取り組んでいく中で、やはり患者さんを確保していくという、先ほど町長もおっしゃいましたが、ソフトの方が大事ということで、再度ですね、なぜそこが、担当者だけでできないのかということをお聞きしたいと思えます。

議 長
日和佐病院事務長

古字日和佐病院事務長。

電話、今おっしゃいましたように担当者だけといいますと、医師並びに看護師・窓口職員、すべてこれ担当者になるわけなんです。電話予約を一体的にやるということは、それすべて医師・看護師・事務職員並びに医療職員、すべてが関わることとなりますので、専用の予約体制のシステムを築かなければ、ますます混乱が起こると思われま。その点からも、今の体制下、医師の体制ですね、それから看護師の体制、考えます

と、なかなか難しいものがあるということで、お話をさせていただいております。

以前にも、戎野議員さん住民代表の方訪れまして、そのことについても、一応、院長含め婦長・外来主任等で話をさせていただいて、ある程度納得はいただけたかなあと感じておりましたところです。

再度、またその後、質問についてのいろんな提言がございましたら、院長・担当医ですね、含めまして、その中で、もう一度お話をさせていただけたらいいんじゃないかと思われまますので、よろしく願い申し上げます。

議 長
7 番 議員

戎野議員。

もう長くは申しませんが、わたしどもは担当者というのは、あくまで電話を受け付けた人が、判断をしていくと。それは今までも「だいたい何時ぐらいですね」というようなことで、やっておるといふふうにもちょっと聞いておりますし、ある程度ですね、その診察の進行表を見ながら、会計の支払で、今どの時点がやってるから、診察の予定時間ていうのが把握できるというふうには、すべての医師・看護師が担当者というんでなくてですね、電話の受付をする人と中心にできないかということで、まあここは平行線になりましたが、ぜひ住民のサービスの向上に対して、前向きに取り組んでいただきたいということで、質問を終わらせていただきます。以上です。

議 長
1 6 番 議員

ありがとうございました。それでは、戎野議員の質問を終わります。続いて通告4番 北山議員を指名いたします。北山議員。

16番 北山。それでは、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。わたしは、通告してありました2点について、お聞きをしますのでもよろしく願いをいたします。

まず、第1点めは平成18年度中の一般質問で、ご答弁いただいたことに対しての確認をさせていただきたいと思えます。

その一、廃案になっている、「まちづくり住民参加条例」制定についての進捗状況についてです。この質問は、昨年6月議会、美波町初の定例会で、旧の由岐兵庫町長が、「これからは、行政が主導的あるいは請負的にまちづくりを進めるのではなく、まちづくりの主役である住民自身の発意と工夫、住民自らの行動と努力によって進めるまちづくりが重要」と提唱し、制定作業に携わった職員・議決をした議員・まちづくりを実践している町民すべての人々が、思い入れを持っている条例で、その条例が、新町になって廃案になったのはなぜか。

今後も含めて、町の考えを聞かせてくださいという質問に対して、海司企画調整課長は、「合併協議会でかなりの時間を費やしたが、合併までには結論が出せなかったため廃案になったが、この時にも、『新町において検討されるべき課題』ということになっていた。そこで今後美波町では、

検討会を立ち上げ取り組んでいくんだ。」と答弁をいただきました。
また、藤井町長からは、旧町当時、病院で兵庫町長に、地域づくりについての考えを聞かれ、地域づくりにおいて「ああいう視点はいいのではないか。これからはまさにそういう時代だと思う。」と言ったんだ。という話から始まり、「合併後はひとつ、制定をしていく方向での意図を持った議論をし、検討とは前向きで制定するという方向であり、真剣に取り組んで、まあ今年いっぱいぐらい、途中でその都度、また議会に途中経過をご報告申し上げ、まあ今年度末までには、素案というものを議会とはかりながら、作り上げたいという方向であります。」と答弁されています。

議会の答弁とは、これは、言うまでもございませんが、一人の議員への答弁ではございません。美波町すべての町民に対しての答弁であり、約束であります。その約束を、よもや違えるというようなことを、微塵も感じさせない気迫のこもった頼もしい答弁をいただきました。

わたしはそれ以後、議会が開会されるたび、いつ報告されるのかと町長の提案理由の説明を聞かせてもらっていますが、本年度末の今議会でも報告は有りません。いったいどうなっているのか、どのように進められているのか、具体的に分かりやすく、進捗状況について説明をお願いいたします。

その二、9月議会でコミュニティバス導入については、平成19年度中に具体的に決定をし、翌年に実施するという答弁でしたが、実施するまでの具体的な流れをお聞かせください。

第2点めは、防災についてです。

その一、災害発生時の町の行動についてです。大地震が発生すれば、当然津波が来ることを考えて、町民の方々は、速やかにそれぞれの避難場所に避難します。このとき、町長以下、町の職員はどのような行動をするのか。

町の仕事は、究極一言で表現すれば、「町民の生命財産を守り、発展させることにある」と言われています。それであれば、町民の財産が危機にさらされている、大地震・大津波が発生したとき、町はどのように行動してどのような措置を講じるべきか。

また、被害状況をどのようにして把握し、どのようにして速やかな応急活動を行うのか。

また、県や自衛隊、近隣市町村への応援依頼をどのように適切かつ迅速に行うのか。などなど周到な計画と絶え間ない訓練など、必要な事項が多数あると思います。そして、そのような町の活動事項は、町民が熟知して、はじめて有効に機能するものだと思います。

また、阪神・淡路大震災の教訓として、「普段から行っていないことは、救急時にもできない」といわれ、平常時から十分な対策を講じることは

重要なことだと思えます。そこで、町は災害時の行動計画を作成し、町民に周知し、町ぐるみで訓練を重ねるべきだと思えますが、町の考えをお聞かせください。

その二、災害発生時の要援護者の支援対策についてです。災害時に、要援護者の支援対策が必要なことは、言うまでもないことだと思えます。県の災害時要援護者支援対策マニュアルにも「災害時要援護者支援の中心になるのは地域であり、地域を支える市町村であることから、各市町村においては、このマニュアルを活用され、地域の実情に応じた具体的な災害時要援護者支援マニュアルを早急に作成して、適切な支援の実施を推進していただきたい」と示されています。

ところが、本町における現在までのいろいろな施策・事業・訓練を通して、この要援護者支援がどのように考えられているのか、見えてこないように思えます。そこで、県の示す通り、早期に対策マニュアルを作る必要があるのではないかとと思えますが、町のお考えをお聞かせください。

議長 長 海司企画調整課長。

企画調整課長 北山議員のご質問にお答えいたします。

「まちづくり住民参加条例」につきましての進捗状況であります。今の段階では、まだ具体的な検討ができておりません。議員ご承知のように、旧由岐町の「まちづくり住民参加条例」においては、先ほど議員の方からもございましたが、前文に「住民が日常生活を営む場としての『地域』を単位とした『地域のまちづくり』を充実しつつ、『地域』の集合体である『町全体のまちづくり』を進めていくことが重要である。」また、「これからは、行政が主導的あるいは請負的にまちづくりを進めるのではなく、まちづくりの主役である住民自身の発意と工夫、住民自らの行動と努力によって進める『まちづくり』が重要である。」と謳われておりました。

新町になり、丸1年が過ぎようとしておりますが、現段階においては、地域の自治組織、いわゆる町内会であるとか、婦人会・高齢者クラブ・また自主防災組織、ボランティア団体などの組織作りや、その組織の強化をすることが、今地域作りを進めていく上で、最優先で取り組むべき課題だと考えております。目下その統一性、総合性を図るために努めているところでございます。

住民参加制度につきましては、地方6団体の地方分権本部でも、議論がなされておりますが、その中で、住民参加制度を条例化することは、行政の在り方や地域社会の姿を明確化し、住民と共有できることや、住民の代表である議会での審議、議決という民主的な手続きを踏むことになり、円滑な事業執行に資する効果が期待できるなど、きわめて意義があり効果があると考えられます。

また、住民参加の条例の類型として一般的に、まちづくりの基本理念を示したものである「基本条例型」や、住民参加の一般的な規定をしたものの「一般条例型」、また、個別の住民参加手続きを定めたものの「個別手続き型」と分類されますが、新町としてどのようなタイプの規範とするか、目下思案をしているところでございます。

実効ある条例にするためには、まず、土台づくりとしての、基礎になる自治組織の強化と、様々な課題の検証を行った上で、どのような住民参加型の条例にするか、という作業をする必要があると思います。その作業と実際の地域の動きを重ね合わせ、具体的な条文を検討すべきだと考えます。

また、現在策定作業に入っております「美波町総合計画」の中でも、取り上げるべき検討項目だと考えております。そのため、時間がかかっていることはたいへん申し訳なく思っておりますが、ご理解頂けますようお願いいたします。

また、2番めのコミュニティバスの導入についてでございますが、コミュニティバスの必要性につきましては、先ほど議員のご意見ありました通り、9月議会において町長より答弁があった通りでございます。

導入するにあたり、町独自では実現困難なために19年度中には、官民からなる検討組織を立ち上げ、進めてまいりたいと考えます。

コミュニティバスの導入については改めて申し上げるまでもなく、合併協議の中でも重要プロジェクトの一つになっており、整備方針の中で、「住民ニーズを把握し、利用者の需要に応じた運行を行うディマンドバスも検討する」ということになっております。

導入につきましては、既存のバス業者との調整や路線、また受益者負担、効率的な運営を図るために、様々な角度からの運営方法の検討、かなりの時間が必要になると考えられます。いずれにしても、早い時期に具体的検討には入りたいと考えております。以上でございます。

議 長
消防防災課長

寺内消防防災課長。

わたくしからは、2点めの防災について。災害発生時の町の行動についてお答えさせていただきます。

大地震発生時というご指摘でございますが、町におきまして、は震度6弱以上の地震が発生した時には、災害対策本部を設置し、全職員が登庁、本部へ参集することになっております。

ここから行動が始まるわけでございますが、津波に対する行動につきましては、津波はまあ10分でやってくるとこの辺では言われております。皆さんはもう高台へ逃げられて、わたし達もどうなるかわかりませんが、身の安全を確保できた者は、災害対策本部に参集するというような流れになると思います。

この避難した人達をどのように把握するのかということでございますが、

これにつきましては、参集職員、それから地域の組織、それから消防団に連携をとりまして、地道な確認をするしかないと考えております。今現在、何か電波を飛ばしてというふうな配備ができておりませんので、それぞれの高台に逃げた場合には、そのような把握になると思います。あと、住民の生命財産を守れというご指摘でございますが、おっしゃられる通りでございます。ただ、大地震の場合にはもう生命一本で意識するしかないんじゃないかと考えます。

あと、応援要請をどのようにするんですかということでございます。これにつきましては、県・県知事へ、県の応援を要請する場合には県知事、それから同様に自衛隊の災害派遣要請を行う場合につきましても、県知事へ要請を行うこととなっております。

住民が熟知するような行動計画を作成して、住民全員が意識の統一を図る必要があるのではないかと内容でございますが、まさにまあおっしゃられる通りでございます。この10分間で逃げるといような地震に対する啓発に対しては、まああの常々かなり啓発、周知できているのではないかとはい思いますが、そこでまあ個々にどのように連携するかというかたちが見えにくい、わかりにくいということになりますと、何か見えるものを、またはご説明する機会をもってするべきかなとは思いますが。特にまあ消防団等につきましては、いちばん頼りになる組織でありまして、動いていただくことになると思いますので、その辺は幹部会等で周知を図るようなことを準備したいと考えております。

あとまた、大規模地震災害に対しましては、今後検討を重ねることとしておりますので、そのような中で行動計画についても検討を重ねたいと思います。

次に、2点めの災害発生時の要援護者の支援対策についてでございますが、災害時における要援護者の支援につきまして、「避難行動支援マニュアル」を作成すべきだというご意見ご質問でございますが、旧日和佐町におきましては、平成16年の3月に県が策定しました「災害時要援護者支援対策マニュアル」を基本としまして「障害者等防災マニュアル」を作成してございます。その内容から「災害時要援護者の支援対策マニュアル」として活用することができると思いますので、その辺を検討していこうと考えております。

災害時要援護者の支援につきましては、名簿が必要であるというようなこともありまして、災害時要援護者の情報が支援関係機関や支援者に渡らなければ、その目的を充分果たすことができません。しかし、要援護者の情報は個人情報のうちでも、特にプライバシーと関わりが大きいことから、その取り扱いには細心の注意が必要と考えております。保有個人情報を本人の同意無く使用する「関係機関共有方式」、それから本人の自発的な意思に委ねる「手上げ方式」、防災福祉関係機関関係者が要

援護者に直接的に働きかけて必要な情報を収集する「同意方式」が、名簿作成時の取り組みとして示されております。

しかし、名簿を作成しましても、名簿を活用する仕組みが無ければ、名簿は意味を持ちませんので、まず、要援護者避難支援の仕組みを検討し、支援体制の整備に伴い、自ずと名簿搭載者が増えていくことで、災害時要援護者名簿が作成するよう取り組みたいと考えているところでございます。支援体制の中心となりますのは、消防団・自主防災組織・町内会・ご近所といった地域の中で育まれた組織であろうと思いますので、仕組み作りの折には、ご協力を賜りたいと思います。

災害時の避難等行動についてですが、避難につきましては、支援者が必要になります。地域において把握されている要援護者につきましては、消防団・自主防災組織・町内会・ご近所といった組織に支援を願い、行政は支援行政を受けた場合に、応急対応することを検討しております。また、災害発生時の避難場所におきましては、特に要援護者の避難場所をこれから想定いたしまして、避難所の運営につきましては、職員・避難者・ボランティア等によりなされることを考えております。特に、要援護者につきましては、避難所におきまして優先的に対応することを基本として運営してまいります。

しかし、あくまでその状況下におけるいちばん困っている人から、対応するという基本線はありますので、その辺で整合性を取りながら運営されることとなると思います。

以上のように進めていくことで、支援マニュアルのかたちができ上がっていくというふうに考えておきまして、今後、支援マニュアルの作り込みに、福祉関係者・防災関係者連携をしながら取り組みたいと考えております。以上でございます。

議 長
16番議員

北山議員。

わたくしも、自席から質問をさせていただきたいと思います。最初の住民参加条例につきまして、いろいろ答弁をいただきましたが、ほんとうに作る気はあるんですかね、町長。

議 長
16番議員

藤井町長。

まあ、待ってください。後で答弁してください。今あの海司課長は、組織を固めていくと。それから、そっちの方が重要なんだというような答弁いただきましたが、それはそれで結構とは思いますが、やはり議会の答弁、この重さを充分感じていただきたい。その当時の議会の答弁の中にも、その都度議会にも報告して、議会に報告するということは、町民に報告することになると思います。違つかたちで進んでいくのであれば、進んでいっておる状況っていうのを当然報告するべきであろうと思います。

それと、条例。条例をつくる段階で、ここまではできている。そういう

ことをまだできていないのであれば、ここまではできているんだという
ようなことも、当然示していくべきでないかなあと。と、思います。
次に、コミュニティバスの件なんですけど、それももう少し具体的に。
9月議会の質問以降どのようになっているのか。9月議会のまま、何に
も進んでいないのか。何の手立てもしていないのか。先ほどの答弁では
そのような感じに受け取りましたが、そう認識をしてもいいのかどうか。
そこらもお答えをいただきたいと思います。

次に、防災関係であります。町の行動について。これも質問の内容を、
あまりこう理解されていないような気がいたします。何か町の行動の答
弁の中で、職員のまず参集があって、それから来てから、また始まるん
だと。で、そういういつあの災害が起きるかわからない状況の中で、職
員が来てから、作業をする。今から、もしあったときにはどうするんだ
というような計画は、当然これ立てて然るべきだと思います。それをまた、
これから検討していくというような答弁。今までに当然できていなければ
ならないんでないかなあと。そのような気がいたします。

最後の要援護者支援問題についても、それについて平成16年度ですか、
県も「災害時要援護者支援マニュアル」というのは、平成16年度に
出されております。それに基づいて、旧の日和佐町は作っておったんだ
なあというような感じがいたしますが、ただ作るだけではなんの効果も
無いように感じます。作ったら、やはりその関係ある方に、こういうか
たちでやるということを当然示して、対応していかなければならないん
じゃないかと。これもこれからいろんな検討をして、それからいいもん
にしていく。

災害っていうのは、テレビでも巷でも、始終言われておるようなことだ
と思います。それが、なんか今の段階ではこれからこれからというよう
なそういう方向で美波町は進んでいっておるんだなあというような、そ
ういう感じがいたします。そこらについて、答弁がありましたら、もう
少し詳しい答弁をいただきたいと思います。

議
町

長 藤井町長。

長 自席からのお答えでお許しいただきたいと思います。地域を作っていく
上では、仮称ですが「まちづくり条例」するんかせんか言いますが、だ
いたいですね、都道府県でも、今度知事選に出るというあの人がおった
県とか、高知県とか、都道府県ではですね、そういうその地域をやっ
ていく。で、その条例の規範っていうのはですね、非常にその難しいもの
がございます。

わたくしはこれからの時代はもちろんその地方議会というんがあって、
議会は住民に選ばれて議会制民主主義ととんですけど、それ以外に住
民住民というんだけど、やっぱり議会との関係があるという前提でい
きますと、だいたいその今日まできておりますその地方自治制度、運営

制度について、やや方向を変えようという革新的な考え方を持った、例えば都道府県においては、宮城県然りでありますし、高知県然りであって、条例がありますいろいろと。その条例もですね、まあ地方自治の運営に関しては、基本はですね、地方自治法というんがあるわけです。住民のいっばい声を聞くという条項があるわけですね。

ところが、それが形骸化している。どうも議会と町とが馴れ合っていると。あるいは住民の代表であるんだけど、あの代表である議員が聞かないと。直接選挙しとる町がそうでないと。まあそういうようなことで、すばらしい地方自治法があるに関わらず、それが形骸化しておるという実態がないかと。地方議会の政党色があってしかるべきかと。地方議会に政党色は無いだらうとか、いろんな議論があつて。で、まあ世論をいろいろ察知した革新的な都道府県知事にあつては、そういうことをする人がある。

しかし、条例がしたけん条例を作ったけん、その県が変わったか。どのように変わったかということはない。あるいは幾分あると。こういうような面があります。で、そういうようなことで、言うたのにしとらないかと。条例提案はわたくしであります。わたくしも、いささかの法律を勉強しておるつもりでございます。やるつもりです。

しかし、そのやる時に、重要な公共事業1億円以上使う事業はもう住民投票にかけんかと。とかですね、個別住民投票で。由岐町の旧条例をけちをつけるわけではございません。しかし、わたくしはずっと読んできとんです、今日まで。その時に11章では住民投票条例で投票の事を書いてございます。それは重要なことは、住民投票し。あと各段々とはですね、町内会の組織はなるべく大事にしようよ、なるべく住民の声は聞くように町内会組織つくろうよと。それは当たり前です。で、要するに当たり前なんだけど、形骸化しとるから、旧町長旧首長におかれては、したんだと。無かった日和佐町はじゃあどういう自治条例を。やっぱり無くても。そこでですね、いや、作業が遅れてるところおっしゃるから、言うんですが。

実は、もうこれは大事なことで、地域の住民の声聞かないかんけど、地方分権のさつき課長から答弁させました内容もですね、6団体ずいぶん議論しました。全国でですね、町村でやっとなは北海道のニセコとか熊本とかあるんですが。個別条例でいくか、何もかも書くかと。で、そういうことで確かに条例を先こっさえて、そしてその町のスタンス、ここは観光だけを大事にしていこうとかいう地域づくりの視点をいくのか、そうではないんだと。それ以外にも、住民の声がこういけるようないろんな手続的網羅的にするんか。いわゆる総合的な自治基本条例的なものにするか。今申し上げましたように、特定の事業についてイエスかノーかを聞く。あるいは合併イエスかノーかっていうのは、この条例で投票

したんかもしれません。

そこで、規範とする場合にですね、これはあの確かにその、じゃあ当り障りの無いことを、この条例をすることによって、まあ目標だけを出したんだというんでは、「いっそそれより海司君、自治組織の見直しとか、町内会とか、それきっちりせい。」と言った。わたしが言ったんです。わたしも確かに、おことばとしては「18年度中に考えます。」と言ったんですが、やりかえるとしたら、由岐町の「まちづくり住民参加条例」を下敷きに敷くのではなくて、これからにじゃあどうするかと。早い話が東洋町の問題もあると。で、そういう個別的でいくのか、基本でいくかと。

しかし、こんだけ目まぐるしい状況がある時に、今個別条例で環境を大事にすること、そんなしといたって、もう条例作ればいいというんじゃないから、やっぱり町民に、この美波町はどういう将来を展望していくんだという一つの目標、地域の行方の姿を。あと、住民がこういうことについては参加して、こういうことができる。

しかし、議会っていうんがひとつあるんだから、議会との関係。それから、地域住民でも我の地域の地域のことだけ、よそでは通用しない住民の声があるかもしれん。それについては、その住民の組織の意見は、この町としていけないんじゃないのという、いわゆるオンブズマン組織も要ると。そういうことが無いと、住民組織、住民組織といっても誤った方へいく場合があるから。住民組織、住民の声が全て神様の声で無い場合がある。地域エゴの場合がある。

そういうような法制的な限界もございませぬですから、要綱ですと簡単にいくんですが、条例っていうのは規範です。訴訟になりますと、いったん訴訟になりますと、法律の根拠を持たない条例に至るまで、いわゆるこれが法律の形骸の一部になりますので、単なる努力目標いわゆる権利義務とか、議会との審議権をどうこうとか。だから、そういう意味で極めて慎重に。わたしも実はこういうことは得意ではないんですが、そういうことでやっております。

こういう検討するって言ってもですね、考え方あっちの意見、こっちの意見して、何もかも言って規範にならない。そういうことで、わたしはまあ海司さんに、まずは、合併してまだ10ヶ月ですけど、町内会のやり方、旧由岐町ではたいへん町内会が活発でですね、自主防災だとかいろいろやっております。で、わたしの方は役場が主導で、いろいろ意見も各地区の意見も聞いたりしております。ですから、条例を作るんが先か。やっぱり実効ある地域づくりするには、どうするかということはいっきよりますんでですね、作る方向であります。この旧由岐町条例をそのまま美波町とする考えはありません。新しい視点に立って、議員に諮って、一般個別条例で行くか一般条例でいくかをひとつ模索。これ

は早いうちに、まあやっていきたいと思います。

それともうひとつ、コミュニティバスですけれども、町が勝手にですね、やるわけにいかないんです。で、県も実は合併して過疎化のあるところについては、地域公共交通体系をどうするかという体系があります。当町内でも、その県のですね、過疎バスを補助金を受けて、由岐の方の伊座利の方とかあります。そういう交通ってというのは、自分の町でバス買って、走ればええと言うものではございません。地域間交通、沿線あるいは事業者との調整がございます。そういうことについても、わたし助役通じて、いろいろとやっておるところでございます。

これはあんまり時間かけてもいけませんのでね、今度、由岐・日和佐のインターの開通もあること、何とかまあひとつどういうふうなかたちでやるかと。これも陸運行政については、規制緩和は無いんですが、地域同意とか、事業者とも地域同意。そして、わたしどもの方が山河内の奥行く時、牟岐とはどういう調整するんなど。阿南市役所とどういう調整するんなど。あるいは陸運局とどうするんだと。そういうことがあるんで、ここで言うても相手が有りましてね、なかなか時間がかかることがございまして。どうぞひとつその点は。

今地方行政は、何一つするにも、町一つの意味でいかない点をご理解賜りたいと存じます。あとは、担当から答弁させます。

条例につきましては、新しいかたちで、住民参加的な視点。ただ形式は「個別条例」でいくか、「総括的」でいくかについては、法制でございまして、慎重なうえに、まあひとつ取りかかってまいりたい。やるということで、これご理解ください。検討はわたししております。

議 長 寺内消防防災課長。

消防防災課長 町の行動の参集がなければという、それから考えるのかということですが、行動につきましては、地域防災計画、旧町の地域防災計画でございまして、それに則って行動させていただくこととなります。わたしが申し上げましたのは、大地震の場合には、家屋が倒れるような状況でございまして、まず参集から始まるという時系列的なお話で申し上げました。

それから、要援護者のマニュアルを作ったら、周知することが大事だろうというお話ですが、まさにその通りだと思います。ただ、議員さんが支援計画とマニュアルが、ちょっとあの一つになっているようなちょっと印象も受けますので、支援計画ではなくて、支援マニュアル、皆さまのお手元にお渡しして、こういうふうの日頃から気をつけといてくださいね、このように支援してくださいねというような手引書のようなマニュアルでありますので、そのようにご承知いただきたいと思います。以上でございまして。

議 長 北山議員。

16番議員 はい。「まちづくり住民参加条例」については、町長からの答弁をいただきました。その中に、自治法が形骸化しているというような話がありましたが、こうわたしはその形骸化しどうかどうかわかりませんが、その条例を作るのか作らないのかと、というようなことを伺っているのです。

ほんで、あの美波町では振興条例があって、わたしが言っている住民参加条例っていうのは、基本の条例だと思います。それをいろんな基本だから、もっと他の条例を作るんだとか、いろいろご答弁ありましたが、わたしが6月に伺ったのは、その基本的な条例を作るのか作らないのか。それに対して町長は、まあ先ほど旧由岐町とおなじものを作る気持ちは無いんだと、というような答弁もございましたが、6月のわたしの最後の確認ですか、納得をしたという議事録を見ますと「新町として素晴らしいものを作る」と、町長が言いました。それで、まあ1年をかけてその新町として素晴らしいものを作成していく、その途中経過を報告していただけると。そういう答弁をいただいたので、納得をしたわけでありまして。その時に、そういう他のことをやっていくんだというような気持ちがあるのであれば、またその時に違う議論ができたと思います。これはやはり議会の答弁というのは、やっぱり町民に対してちゃんと、今議会もちゃんと広報を出して、町民に知らせておりますんで。これ、そこらのところをもう少しちゃんと認識をして、答弁をしていただきたいと思います。

そして、まあ他のことに進んでいくのであれば、あの当時、調整課長は検討委員会を立ち上げるんだと。そんな中で考えていくんだというような答弁がありましたが、それならば、その検討委員会はもう立ち上げられているのか。いるのであれば、いつ立ち上げられたのか。そこらのところをお聞かせ願いたいと思います。

コミュニティバスについては、これも町長の答弁で、町が勝手にやれんのじゃと。そういう答弁をいただきましたが、ま、町が勝手にやれないのとしても、町としては、こういうやり方をやりたいと。そういう、まず町の考えていうんを、まずまとめて。それでは町だけでできないんなら、できるような方向で、いろんな団体、あのおう機関に働きかけると。そういうことをしていくのが、やっぱり流れということになっていくように思いますんで。ま、そういうことが、どこの段階までできているのかと、いうことが有るのであれば、答弁をしていただきたいと思います。それと、町の行動についてですが、行動については、町の防災計画に基づいてやるんだというような課長の答弁でありましたが、その防災計画に基づいてやることを、やはり町民にちゃんと周知をして、町はこういう災害が起きた時にはこういう行動をするんだから、町民の皆さまもこういう対応をしてくださいと言うとか。

議
町

また、町の方がそういう対応をするのであれば、消防はこういう対応をするというような、いろんな一体になった防災の対応を考えていかなければならないんじゃないか。そのように思います。当然、今からでも結構です。あとの要支援者のことについても同じと思います。そのマニュアルが有るのであれば、やはり早く、町民なりその状況にある方に周知をして、町と共に全体で考えて防災に対処していかなければならないのではないかなあとしますので、そこらのところ、もう少し具体的なことがありましたら、ご答弁お願いいたします。

長 藤井町長。

長 手短かに申し上げます。コミュニティバスにつきましては、ご存知のように町といえどもですね、あのう不特定多数の人間を運ぶということは、道交法でそれはもう禁じられているところでありましたんですが、先般の改正によりまして、その届出でいいということになっております。しかしながら、その届出っていても、それはもう実質上どういう目的でって言うようなことがひとつあります。その場合にいちばん肝心なのは、地域同意を取って来ないと届出では、の条件になっております。で、地域同意とは何かって言いますと、例えば、「ねんりん」さんが、今度わたしもお年寄りを定期的に運ぶという密着のバスするんですと言うと、わたしは運んだげるよって、そんなもんやられたら困るというような地域同意でありますとか。あるいは、現在の県の過疎地域を県費で補助金を流して運行しておる、今2分の1、次から3分の1になりますが、あの人達の運行事業者の同意を取ってくる。役場がやるんだったら、今のいろんなことがございましてですね。答弁ずれておりますか。ぜひその関係機関と調整をするのに、ただその前に役場がどうこうっていうんはもちろん申し上げます。

それから次に、地域づくり条例につきましてはですね、旧由岐町のは踏襲しませんって言ったん、ことばがちょっと短絡ですが、この条例は、地域づくりの基本でなくて、あるところでは住民投票のことを言ったり、あるところではと、やっておりますので、これは新しい町とした場合にまちづくりの基本にするのかね、あるいはもう住民のいろんなことについての住民の手続き的なことをいうのか、そういう調整のことでございますので、そういう意味で条文の立て方が、そのまま町名を改正するのではなくて、基本はこの条例を「一般型の条例」まあもうこれ省略します、説明が長くなる、それから「個別条例」にするのかというようなことをひとつ充分考えて。

それは、今自治組織、海司君のところやってることを中心にして、まず動く自治組織とか、婦人会の統合、実は確かに5月で選挙があって、わたし当選しまして、9月、10月でしたから、また町内会の連合会も開いてませんし、婦人会もひとつになってない、商工会もひとつになっ

てない、こういうような実態でありますから。条例だけ作ったって、そこで動く住民とは、やっぱりそういう組織が中心だろうと。要は土台を作ることだねということになっております。

いずれにしても、18年度中に議会の答弁について検討すると言ったのが、できらんことは事実であります。しかしながら、等閑視しとったわけではありませんことを、どうぞご理解くださいます、ご指導を受けていいものに作っていきたいと思っております。

議 長
消防防災課長

寺内消防防災課長。

大規模地震に対する対応と、「要援護者の支援マニュアル」とともに住民の皆さんと情報を共有できるように努めてまいります。以上でございます。

議 長
16番議員

北山議員。

はい。あの、この条例については、作るのか作らないのか。それだけをあの、もう一度あの確認をしておきたいと思います。

旧の由岐町では「まちづくり参加条例」と「振興条例」と2つのセットで種を蒔いてきて、その結果が今各地域で大きく花を開こうとしておるように思います。これは、毎回の町長の提案理由の説明で、いろいろ伊座利なり木岐なり、それから自主防災会の湾内、そういう話がたびたび出てくると思います。それは今まで種を蒔いた花が今大きく咲こうとしておることだとわたくしは思います。特に今日和佐で建設しておる津波防災タワーについては、旧の由岐町の自主防災会の取り組みが県に評価をされたこと、そういうことが建設の一因にあると。こういうことも伺っております。やはり、由岐町と、別に同じ物を作る必要はありませんけど、やはりもとの基本があって、これを進めていく条例があると。2つが一体になって初めて機能をしていくんだと思います。

それと、コミュニティバスについても、いつ町の考えができるのか。それを最後に聞かせてもらいたいことと、マニュアルについては、防災マニュアルについては早急にいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長
16番議員

どうですか。答弁は要りますか。

はい。

議 長
町

藤井町長。

バスは、相手が有って、許認可がありますから、いつと申せませんが、町としては、もうそれは秋にでも国道ができたらね、それぐらい記念してしたいところです。どうぞひとつ、できるだけ早くやります。そういうことでご了解ください。

条例につきましてはですね、これはもう極めて前を向いとんです。もちろんこういうことは作っていかうと、思っております。ただ、そのまた、いつっちゅうたら、言うたや、ほんなことはなかなかね。努力

して、議員におかれても、いい条文があったらひとつ起案されて、ご提案いただいたら、またわたしどもも迷いが少なくなると思います。なるべく早く、まあやっていきたいと思っております。

1 6 番 議 員 町 長 少なくとも由岐の条例はええと思いますよ。
ほらまた、見解がいろいろあるんです。はい、以上でございます。なるべく早くやります。

議 長 寺内消防防災課長。
消防防災課長 今、いただきたいとおっしゃられましたマニュアルは、旧町の方でしょうか。それを参考にこれから検討するマニュアルのことなのかということ、ちょっと。

1 6 番 議 員 消防防災課長 これからも、またちょっと検討されるんですか。
はい、内容をそれはあの障害者に片寄っておりますので、要援護者という、広いつかみが要るのかなと思っております。

議 長 ほんでよろしか、消防防災課長。

消防防災課長 どちらでいただければよいのか。

議 長 中東助役。

助 役 ちょっと、消防防災課長の補足をしておきますけども。合併時にですね、本来なら、美波町の地域防災計画というのを作成しとかなければいけないんですけども、まあできないということで、できたら18年度中にやりたいなという考えで、現在まあ作業中なんですけども、これができるのが、まあ6月末ぐらいにはできるかなと思っております。

現在、それじゃ地域防災計画はないのかと言うたら、そうじゃなくして、その間はですね、旧由岐町で、旧日和佐町で、こしらえた「地域防災計画」というのを運用してやっておるという状況ですので、消防防災課長が言うたのはですね、この旧のやつをまあ、旧のやつについては旧町ごとで、もう要するに住民には、公表はいたしておるわけですけど。

新しい、6月末ぐらいにできる新しい美波町の地域防災計画が作成次第、防災会議を経てですね、議会にも報告し、そして、住民に周知徹底を図っていきたいというように考えております。以上です。

議 長 北山議員。

1 6 番 議 員 はい、わかりました。「防災マニュアル」が6月にできるということで、でき次第、町民にも、まあ議員にも当然いただきたいんですけど。やはりやっぱりちゃんと町民に周知をしていただきたいと思っております。

それとその要援護者のマニュアルについても、早急に作成をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 北山議員、それでよろしいか。それでは議事進行上、昼食といたしますが、1時半から再開いたします。山本議員にはよろしく1時半から。

(時に12時17分)

(時に13時30分)

議 長 それでは、小休を解き一般質問を再開いたします。通告5番 山本議員を指名いたします。山本議員。

10番議員 10番 山本。大きく分けて2点質したいと思います。

まず、はじめに、合併協議未調整項目について。

美波町として発足して、1年を迎えようとしています。高規格道由岐・日和佐間の供用開始によりまして、合併の効果が一段と表れてこようかと思いますが、成人式も来年度から統一が図られており、町民運動会等イベントなども、でき得る限り全町的なものに取り組んでいくべきであり、補助金等の削減にもつながり、一つの町としての絆もできていくのではないかと考えます。

さて、合併協議未調整項目の最重要課題である病院建設であります。一般質問でも、再三再四取り上げられていますが、今回も同僚議員もダブるところがありますが、了解をいただきまして、同僚議員への非常に丁寧な力強い答弁を聞きましたが、また、違う側面からお聞きしますが、新聞等報道によりますと、深刻な医師不足を受け、県南部総合県民局による「南部圏域医療問題協議会」が発足しているようですが、病院再編ネットワーク化を推進している県等の案に対しまして、本町は病院存続に向けまして、どのような対応を取り、臨んでいくのか。

また、他の委員からはどのような意見も出されているのかも、お聞きいたしまして、こうなりましたという結果ではなく、情報を小出しにいただき、このように進んでいますという経緯、流れを知らせてほしい。日和佐高校等の二の舞にならないためにも、この点についてもお聞きいたします。

次に、これも合併協議項目であったが、このことについても避けては通れない課題であり、消防業務のみを消防組合に委託をし、搬送業務は町単での変則業務であり、日和佐道路供用開始により搬送業務移行計画がなされているが、消防業務のサービスの均衡化、分担金の軽減化、組織の強化等、行政改革の取り組みとしては評価できるが、住民の安心安全を守る観点から、町内地域間の拡大により出動が重なった時、いわゆる救急車不在時対応の日和佐出張所の出動件数の増大もあり、由岐・日和佐病院からの阿南方面への転院搬送も想定いただきまして、不測の事態は意外と重なるものであり、旧由岐町の問題だけではなく、由岐地区へ出動中に日和佐からの要請があった場合等、救急車不在が一番懸念されるが、その対策をどのように考えておるのかお聞きいたします。

次、2点めは、出張役場について。これは従来の「町政懇談会」ですが、要点のみとさせていただきますが、意見公募制導入をする自治体もある

中で、合併当初でもあり、幹部職員等の名前も知らない、顔もわからないという声を多々聞くが、また、住民の声を町政に反映するためにも、町政全般にわたり、旧町単位ぐらいにでも分けて実施すべきでないか。アンケート等もよいが、一方通行でなしに住民自身の声も聞き、行政側からも提言に対して説明をしていくべきで、午前中、同僚委員への町長答弁にもありましたように、病院建設事業にするにも、財政あつての町であるというふうなことも、住民に説明をしていくべきであり、我々は理解をしておりますが、この点についても住民に充分説明していくべきでないか。この点についてもお伺いいたします。

議 長
由岐病院事務長

ありがとうございました。木本由岐病院事務長。

合併協議未調整項目についての、病院建設問題「南部圏域医療問題協議会」での、協議内容及び病院存続に向けての取り組みについて、お答えします。

徳島県南部県民局による「南部圏域医療問題協議会」第1回目を平成18年9月4日に行い、各課題を出し作業部会で検討することになりました。その後の作業部会の協議を受けて、第2回の会合がこの2月16日に行われたところです。

この協議会の中で、作業部会長の報告のあと、今後の論点整理案が示されました。この中で大きな問題として、海部郡3町と那賀町だけではなく、徳島県全体での医師不足となっており、このことは南部圏域だけでは解決できない問題であります。医師不足の原因としては、医師の開業志向や大都市への流出による地方の勤務医の不足があり、全国的に大きな問題となっているところです。

その他にも、この協議会のあり方についての意見や、協議会の趣旨までも踏み込んだ意見が出され、今のところ結論に至らず、7項目にわたる圏域の医療の課題、すなわち1つ、診療科問題、特に産科・小児科の医療体制。2つ、災害医療。3つ、糖尿病の医療。4つ、救急医療・メディカルコントロール体制。5つ、脳卒中の在宅医療。6つ、がん医療。7つ、包括ケア・ネットワーク化の論点整理のための作業を、再度来る3月15日に作業部会でやり直すこととなっております。

また、病院の集約化につきましては、医療制度改革や、それに伴う医療法の改正など、いろいろな原因がありますが、その中でも大きな問題として、先ほども申しました医師不足があります。今後においては、医療制度改革や、医療法改正の内容などにも注意をしながら、19年度早々に発足することにして、「美波町医療体制整備検討委員会」において検討をしていただきたいと思いますので、今後も議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長
消防防災課長

寺内消防防災課長。

1点めの、合併協議未調整項目についての2についてお答えいたします。

地域高規格道路阿南安芸自動車道日和佐道路由岐ICから北河内間の供用開始に伴い、美波町由岐地区の救急搬送業務につきましては、海部消防組合の救急搬送業務拡大による日和佐出張所からの救急搬送業務が開始されます。

由岐地区への救急出場における所要時間は、伊座利42分、阿部32分、志和岐10分、市街地8分で、現場到着時から救急隊によるメディカルコントロール体制での、より高度な二次救命処置が受けられることとなります。

日和佐出張所からの救急出動時に、救急要請が重なった場合の対応につきましては、牟岐出張所が応援体制下であり、救急出動することとなります。牟岐出張所には救急車が2台配備されております。以上です。

議 長
総務課長

影治総務課長。

わたしの方からは、出張役場についてお答えいたします。議員ご質問の出張役場は従来、「地域懇談会」として各地区におきまして、実施されてきた経緯がございます。町政を行ううえで、住民の生の声を聞くことは大切なことだと考えております。合併1年めということもあり、現在地域の自治組織のあり方について、検討しているところでありますので、その状況を見定めながら、議員ご提言の趣旨を踏まえ、平成19年度中に開催する方向で検討してまいりたいと思います。以上です。

議 長
10番議員

山本議員。

搬送業務について。まあ防災課長は由岐へ搬送車が出ておる、日和佐に車が無いという場合には、牟岐から出動するというようなことを言われましたが、牟岐やって、ほらまたどこかへ出て行とるような時も想定して、あるでしょう。ほういう場合に、緊急的にどういような、まあほのなんではいけるけど、理屈ではいけるけど、ほこのところお聞きしたい点と。

まあ財政的には、旧日和佐町で消防組合に負担金1億円いっきよった。まあ今の現時点では、あのう消防組合の負担金として1億6,000万ぐらいいっきよんです。そしたら救急搬送が全町的なものになって、消防組合の負担金というのは、どないなっていくのか。ほこのところをお聞きいたします。

議 長
町長

藤井町長。

海部消防組合の管理者を美波町長がお引き受けしております。その立場で、お答えを自席からさせていただきます。

海部消防組合に対する、そのこれは那賀町も入りますので4町になります、海部3町及び那賀町の4町が、海部消防組合を構成してるわけでありまして。で、今回ご質問の、まず、高規格道路日和佐北河内から由岐インターまでの開通が春という開通ですが、どうもまだ国土交通省、ここははっきりしとらんのですが、5月開けになるんではないかと言われ

ております。

で、いずれにしましても組合といたしましては、高規格道路の開通により、現在旧由岐町だけが単独で、救急の部分については町単独の搬送員による搬送業務は、国道開通に伴いまして、一部事務組合の救急搬を由岐町全域について拡大するというエリア拡大を図ることになりました。で、先ほど消防防災課長からお答えをしましたように、いちばん遠い伊座利の42分と、こういうようなことで、今までですと、42分といったとしても、メディカルコントロールつまり医的処置ができない。出血だけを止めることができる搬送員ではいけません。だから、気管挿入でありますとか、いわゆるメディカルコントロール、医的その処置ができる機能が42分で到達するというところでございます。

さてそこでお尋ねは、そういうことであるんだけど、それが出っ払った時に、日和佐出張所から出っ払った後で、もう一つの要請があったときはどうするかのご質問だったと思いますが。日和佐出張所は1台です。牟岐出張所には2台ございます。で、那賀町の方には1台ございます。もうひとつ海陽町については1台。そういうことで、一応牟岐出張所から、2台ありますので。しかし、その2台も出た時はどうするかっていいますと、まあお尋ねの趣旨はわかるんですが、今までのいわゆる救急事態発生件数っていうのは、やっぱり統計法的にいけますと、ほんなに偶然性が4つも5つもって、あんまり今までのようでは無いようでございますので。さて、お尋ねは。2回ぐらいあるかもしれませんね。日和佐出張所から出た後に追加が来た場合には、牟岐の2台があると。こういうようなことで。

牟岐からじゃあここへ、日和佐出張所までが、どのようになるかと申しますと、救急平均走行時速はだいたい80キロということで、15分ぐらいになると思います。したがって、日和佐出張所から、出っ払った後でもうひとつ要請がある時には、もういっぺん伊座利があるかどうかは別として、まあ赤松であるとか、西河内でありますと。15分、日和佐出張所から来る、おったら来れる時間プラス15分と。こういうようなことで。で、まあ事態にもよりますけれども、そのように最長42分以内で牟岐からの第二次出動態勢、まあそういうようなことで組合消防としては今回やると。

さてそこで、もう1点、負担金のことでございますが、負担金につきましては、委員ご承知のことと思いますが、基準財政需用額割と、面積割と、こういうようなことで、このいわゆる交付税の消防費に係る基準財政需用額割を前提として、所要額、本年度の海部消防組合の当初予算の規模は6億5,195万円で編成しております。この数字は、実は経費節減に消防組合は、人が逃げる時に自分が出て行かなきゃいかんという危険もあるんですけれども、経費節減に努めて、これは前年度より6億

5,000に対して、約600万円の減でございますが、コンマ何パーセントの減でございますが、圧縮した前年度より下回る予算編成となっております。すなわち構成町村にとっても、たいへん財政事情がきつくなる反面、財源に不足というようなことで、経費節減に努めているところでございます。そういう圧縮部分はどういうところかと申しますと、ちょっと長くなりますが、もう早回しでいきますと、職員に係る例えば健康診断で、人間ドックとかいうのも組合負担しとったんだけど、それは自己でやれとか、非常に厳しいことで。ただ、問題点は消防救急に係るいわゆる重要な資機材については、減額はできませんですけども、そういった人件費等福利厚生に係る経費節減によって、当初予算は従前の6億5,195万であります。

お尋ねではないんですが、由岐の搬送員に係る6名に係る実は負担金は、実は美波町を除く3町から、実はそれぞれいただいておったところでございますが、国道開通に伴いまして、これは1,900万円全部ではありませんが、一応4月5月6月分まで3か月分はいただきますということで、そのいただく3か月分は480万円ありますので、1,900万円マイナス480万でございますから、1,420万いわゆる減額になっておるということでございます。で、それは国道の開通日がXデーあります、構成市町村はとりあえず1,900万円を払っておいて、あと国道が開通になった時点で、精算するという方式もあるんですが、下2町及び上那賀町における財政の状況は非常に厳しいもんがあって、1ヵ月分ぐらいのアロアンスは認めるとして、すなわち1,900万円ですね、480万除いた、それも当初予算案で減額と。こういうようなことで、わたくしを含めて4町長相談の上、そういうふうにしたところであります。

なお、国道が開通になるのはおそらく5月であろうと思いますけれども、あと1ヵ月分というのは余分にもらったかということ、必ずしもそうではありませんで、今由岐町の6人の搬送員の地域、まあ道路を走れば、時分的なことは感覚的にわかるんですけども、こういう方がおいでる、こういう地域である、漁村である、そういうようなことは、国道が開通になって組合消防の元に属する救急が行ったとしても、土地感とかそういうもの、をタッチゾーン、引継ぎするという期間が要るだろうという要素を構えて、たった1ヵ月ではございますが、480万マイナス。

今後、ご質問外だと思いますが、これも実はこの議会を済みますと6月になってしまいますので、先走ったご説明させて、ご理解を賜りたいと思いますが、当該6名に係る由岐町の搬送職員につきましての、今後の身の振り方でございますが、これにつきましては、町の新しい美波町の職員として、今までの業務とは異なる業種に就くかもしれませんが、教育訓練を施すことによって、当町が吸収することと相成ります。

今までの搬送の経験を、海部消防組合へ移管することはできないかについてのご疑念が起ころうと思いますが、当初平成5年だったと思いますが、組合を作ったときに海部消防組合全部でやるといった時、当時の由岐町として、わたしもちょっと勉強足らなかったんですが、当時古い組長さん及び議員が、確認を取ると。これは、わたし達は日和佐出張所からサービスが届かないために、由岐町は道が悪くって遠いから、ほいじゃわたし達が置かしてくれっていう認識でおったところ、古い当時の発足当時、県の消防防災課を通じて、常備消防化する時の経緯でいきますと、その町と一緒にやるからと、少々時間かかってやるからって言ったんだけど、いやわしの方は勝手にやると、こういうことは美波町長は確認とっいてくれと、こうやられたんですが。

それならば、そろそろ常備消防化する時に、人口、あの何十人かでスタートしたわけですが、人口割で職員を採用したわけです。その折に由岐町については、7人ぐらいは採用、組合消防に採用されるべきところ、2名しか採用されていない現実があるじゃないかと。確かに、それは由岐町が勝手にするわと。いや、もうその話は先済んどったと。そこは美波町は、この6人の身分を、財政困難な人件費高騰する時に、わたしはそういうことできないと。海部消防組合がすべきでないかという考えでおりましたところ、実は、当初をそういうことでないことを確認をやって、わたくし以外かなり主張し。

ただ、わたくしは今後の問題といたしまして、今まで搬送に従事した経験は、なんとか生かせないかと思いましたが、その件に関しましては、実はそのメディカルコントロール、消防職員でなければ、救急の資格は取れないんですね。で、消防職員に採用するためには、今、消防組合は採用しませんから。で、じゃあ今町単独で訓練を加えて新しい、もし仮に一部事務組合消防が、定員または欠員が生じた時に、由岐の、最初7人ぐらい採られるとこ、みんながいけんかっていうことについては、今後それは、優先で採用せいとは言わんが、格段の機会均等を与えるべくっていうようなこと、わたしも管理者でございますが、精一杯この件につきましては、組合議会であられる当町は議長が出られておりました、今言よるようなことも、かなりまあせこい状況の中で申し上げたんですが。当初、海部消防組合の負担金、職員ではあるけども、海部消防組合が是認した議員でないということをしてですね。

ただ、今後の構えといたしましては、仮に消防組合に欠員等が生じた場合には、ぜひこの経験を生かして、取ってくれるということを願った次第であります。もう時間が長くなりました。そういうことになっておりますので、今後は今の時点では、それはもうあのまた6月になってそんな報告を、もし聞けなかったということがあってもいけませんので、もう5月のことでございますので、ちょっとお答えに関連してですね、こ

の詳細、6名を移管なく教育訓練を加えることによって。冒頭、わたしが所信で申し上げましたように、老人ホームも年の途中で帰ってくる。あのまあいろいろ管理しなきゃいかん。この問題もあるもんですから、組織及び職員の配置についてもそういう。そういうことでございます。たいへんあの限られた時間の中で多くしゃべりましたが、そういうことで。

いずれにしましても、今度の道路の開通に伴いまして、旧由岐町の本当に不安であられた救急による安全な体制については、組合消防としては、もう格段の努力をして。こういうようなことでございます。

また、牟岐からの場合があかん場合は、丹生谷とか、常にもう連携とっておりますのでね。そういうようなことで、重複要請があります場合には、行けると思っております。旧由岐町の皆さんには、搬送員が無くなったことによって、救急のサービスが劣化するってことは、まず無いというようなことで、わたくしも美波町の主張もしながら、海部全体の消防の管理者を預かる立場として、劣化があってはならないと。ちなみに由岐はいいんですけど、丹生谷の木沢、木頭は救急は行きません。届きません。そういうこともありますけども、それはまあ辛抱するらしいんですけども。

それと、もう1点は海陽町におかれましても、穴喰のずっと奥の久尾の方は、救急が非常に届きにくいという実情もあります。どうぞ美波町の町民については、メディカルコントロールのきいた救急のエリアがあると。こういうようなことでございますので、ご理解賜りたいと。多くのことをご説明いたしましたけども、どうぞ次の6月あるいは9月議会までに、実はそういうことで動くことと相成ることを、事前でございしますが、ご報告とご説明をご答弁とさせていただきます。

議 長
10番議員

山本議員。

いちばん懸念しておった救急車不在時の対応が、まあ充分牟岐町に2台あるということで、クリアできるということであれば、ほういう自信があるのであれば、問題無いと思えますが。

まあ以前にも提言いたしました要望といたしまして、今あの交通の便のよいところ、日和佐出張所、今現在あるあの位置を、どないぞまた検討していくとかいうなにを、消防組合の会がある時に提言していただいたら、由岐町行くにしても便利なと思えますので。これで一般質問終わります。

議 長
消防防災課長

答弁漏れはありませんね。はい、寺内消防防災課長。

午前中の北山議員さんの防災についてのご質問の中で、最後にすぐにマニュアルをいただきたいというお申し出につきまして、行動マニュアル「災害時の行動マニュアル」及び「要援護者の避難支援マニュアル」をすぐにお渡しできるようなご返答になってしまいましたけれども、現実

には、旧「日和佐町の障害者等防災マニュアル」だけしか、すぐにはお渡しできませんので、訂正させていただきます。よろしくお願いします。これから検討に入って作らせていただきたいと思います。

- 議 長 山本議員の一般質問を終わります。
日程第2 議案を各委員会付託にすることについて議題といたします。
はい、北山議員。
- 16番議員 これあの、議会運営上あのう委員会付託する前に、全体的な質疑をする場所がないので、付託する前に質疑をさせてもらいたいと思うんですが、構いませんか。
- 議 長 北山議員から、今のような意見がありましたんですけど、議員各位はどういうお考えか。
- 16番議員 本会議、質疑無いんちゃうんですか。
- 議 長 小休いたします。

(時に13時58分)

(時に14時00分)

- 議 長 はい、再開いたします。はい、北山議員。
- 16番議員 はい。それでは、あの予算書、議案書全体に関する問題なんで、委員会の付託をする前に聞きたいと思います。
まず、1つめとして、予算書、議案書についてであります。予算はだれが作ったのか。次に、予算書、議案書はだれが作ったのか。あ、すみません。第1問は予算はだれが作ったのか。2つめが、予算書・議案書はだれが作るのか。それともう1つ、予算書・議案書は何のために作られるのか。お聞かせを聞きたいと思います。
それと2つめは、三位一体改革によって交付税の削減と税源移譲が行われましたが、今回の当初予算ではどれだけの交付税・交付金・補助金などが減額になったのか。また、税源移譲により税収はどれだけ増加したのか、具体的にお聞かせを聞きたいと思います。
それと3つめは、財政力の弱い町村へは何らかの配慮はあったのかどうか。それをお聞かせ聞きたいと思います。
4つめは、人件費物件費など義務的経費の削減措置について。特別職の報酬削減のほかにもどのような措置が講じられたのか。これは議案説明の中で具体的に説明をしていただきたいと思います。
- 議 長 答弁はだれが。小休いたします。

(時に14時03分)

(時に14時03分)

議
町

長 はい、再開いたします。藤井町長。

長 お答えします。もう質問のご趣旨がですね、よく、なんて。ぼくはよくわかつとる。予算はですね、地方自治法に基づいて、予算はご存知のように国の予算にしても、県の予算にしても、あるいはわたし達の町村の予算にしても、1年間の大体お仕事をする、ことを実現するためのあらゆる資料に基づいて歳入を考え、そしてあらゆる資料に基づいて歳出を考えて編成して。町は、予算の提出権は地方自治法に基づいてあります。したがってわたくしは、町民の代表としてそれを選んでやっている。要望につきましては、どういうものを入れるかにつきましては、それはもう、先生お答えしなくてもわかってくださっております。

予算はだれのためにするか。その当該住民のいろんな福祉から始まって公共事業も、始めその1年間のお姿をお金で表象し、それを議会の議決を経て、そして成立したものを執行するという。で、その予算案の提案は、時に議案提案もありますけれども、地方自治法の寄せられたところは、地方公共団体の長は予算を。わたくしであります。予算書を作るという、これだれが印刷して、ホッチキスだれが止めたかというのは質問の外であろうと思いますので、お答えは省略します。

あと、三位一体による税源云々についてでございます。で、もうすでにご存知の通り、それは歳入の委員会でご議論できると思っておりますが、全般のことだとおっしゃったので申し上げます。ご存知のように国から三位一体の改革のうちで、国と地方との関係における税源移譲については、すでにご承知の通り所得税を10%軽減し、その当該所得税を住民税に移行しました。その住民税とは地方の住民税。その振り分けは、都道府県知事と市町村に分けて、分与されてきてるところでございます。各論については歳入の方でまた担当からお答えをする、そういうようになってございます。

それからもう1つ、弱い市町村に対して、どのように当初予算上普通交付税の配分がなされたかにつきましては、いわゆる自治大臣が、かねがね申しておりますように、がんばる市町村交付金、おおむねこれについて当町の該当するものはありません。今のところ、すなわちがんばる市町村に対して交付税を厚くやろうというのは、なるべく不要、急でない事業を削減していること、人件費を削減していること、経常経費を切り詰めていること。こういうような、たいへん、悲しいことに頑張ってる、それはまあ、結局持続的な財政安定のために努力してたら、その分でお足らなくていう弱い町村には。つまりそれが、がんばる市町村の姿であります。

それは、わたくしも所信で申し上げましたように、当初予算でそれをや

ろうとしとんですが、なかなかその、学校もたくさんあって、もう幼保もやらないかん、もう継続の港のコンクリートも放り込まないかん、いっぱいありまして、で、そういうことを集中選択するのは、それは実は合併の18年度ってというのは、途中から暫定予算で職務代行者が組んだ予算でありまして、それを引き継いだ立場でいきよる。で、18年度はなかなかできません。ほんでまだ今の縷々ご質問があったように、合併しても、まだ商工会も一緒になっとらんわねとか、町内会もまだまあ温度差があるわねと。いろいろありまして、そのいろいろと、それから施設もいろいろあります。アルバイトも人間を採用できませんから、正規は。嘱託でとか、あるいはアルバイトとか、パートとか。で、それもですね、じゃあその人間を要らないわと一時期に切れません。施設があるし、生きとるものがあるから。

そういうようなことで、年度当初におきましては、集中と改革ということは、現実にできておりません。それを年度途中で行おうと思っております。

したがいまして、予算はだれがどのような目的でっていうのは、住民のためのいろんな事務事業について、1年間の見通しであるはずなんだけれども、財源はたいへん厳しく、ご案内の通り当初予算におきましては3.05%の圧縮であると。しかし、一応通年でですね、ひとつやっくいこうということでございます。

あとご質問が、移譲財源と。それから経常経費につきましては、いわゆる義務的経費ですね、扶助費、社会保障関係扶助費以外については、一律10%ぐらいお願いして切ったところでございます。

賃金につきましては、まあ月給というかたちで月払いの月給。で、それは日当6,200円は触っていません。つまり、今募集も人権費、じゃない物件費になるんですけども賃金は。これにつきましては、たいへんもう、今看護師あるいは病院の臨時的な人、募集しても集まらないと。そういう実態に考えまして、たいへんその賃金という節では物件費になるんですが、今人が集まらないという状況で、切りにくいといういわゆる供給側の労働供給のマーケットの事情をしまして、これには触ってません。

あと、補助金等につきましては、だいたい5%ぐらいは切らしていただき、全部5%でございます。

三役につきましては、少ないかもしれませんが、四役につきましては、10%7%5%4%で切らしていただいております。以上の編成方針で節減に努めてですね、年度途中ですね、老人ホームもまあ移管になりますとやらなきゃいかん、とかいろんなことございまして。

ですから、実質19年度は、眺めながら洗い直しながら、まあこういうようなことで臨んでいるので、たいへん先生方もわたしどもも一緒でご

ざいですが、住民の要望は、日増しに増えることはあっても減ることはありません。どないかして、そのみんなが少しずつ腰をかがめながら、身を細めながら、みんなが共存できるようなことだということで、精一杯頑張ったんですが。なお委員会におきまして、各論のご指摘を賜ってですね、よりよい肉付けができればとこう思っております。以上です。

議 長
16番議員

北山議員。
はい。第1点の予算はだれが作るのか。予算書・議案書はだれが作るのかということについては、いろいろこう説明がありましたようですが、最終、長だというような答弁をいただきました。わたしもそのように思います。これは町長が作って、議案書も町長名で出されている。そういうことだと思います。

3つめの何のために作るのか。これは住民のためというような答弁がありました。わたしは1つとしては、町長が職務遂行上必要であるからと。それとまあ2つめは、町長が議会に議決を求めるために議案として提出するためと。それとまあ、これ3つめは、町長も言われましたが、住民などこれを必要とする方に提示するため。当然これには県など国などいろいろな機関も含むのだろうと思います。

まあ、こういう3つのことを同じような答だったと思いますので、こういうことをもとに、これから委員会の付託の質疑をさせていただきたいと思います。2番3番4番については、委員会の中で随時説明をしていただけたというような答弁でしたので、わかりました。ありがとうございました。

議 長

他の議員諸君には質疑ございませんね。それでは、質疑を打ち切ります。日程第2 議案を各委員会付託にすることについて議題といたします。議案を委員会付託して審議することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって各委員会への付託議案を読み上げます。局長より朗読させます。松本議会事務局長。

議会事務局長

はい。それでは総務産業建設常任委員会付託議案を読み上げます。

議案第 3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(条例第1号)

議案第 4号 美波副町長定数条例の制定について(条例第2号)

議案第 5号 美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について(条例第3号)

議案第 6号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- の制定について（条例第4号）
- 議案第7号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第5号）
- 議案第8号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第6号）
- 議案第10号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第8号）
- 議案第11号 美波町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第9号）
- 議案第13号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第14号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第15号 海部消防組合規約の変更について
- 議案第19号 町道路線廃止について
- 議案第20号 町道路線認定について
- 議案第21号 平成18年度美波町一般会計補正予算（第3号）
歳入については全部と歳出のうち総務産業建設常任委員会所管事項
- 議案第23号 平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成18年度美波町漁業集落排水事業補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成18年度美波町公共下水道事業補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成19年度美波町一般会計予算
歳入については全部と歳出のうち総務産業建設常任委員会所管事項
- 議案第33号 平成19年度美波町赤河内財産区特別会計予算
- 議案第34号 平成19年度美波町国民宿舎特別会計予算
- 議案第35号 平成19年度美波町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第36号 平成19年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第37号 平成19年度美波町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成19年度美波町水道事業会計予算
- 議案第42号 美波町赤河内財産区管理委員の選任について
- 以上、25議案が総務産業建設常任委員会付託議案です。

続いて、文教厚生常任委員会付託議案を読み上げます。

- 議案第9号 美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の制定について（条例第7号）
- 議案第12号 美波町営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第10号）

- 議案第16号 海部郡衛生処理事務組合理約の変更について
議案第17号 海部老人ホーム町村組合理約の変更について
議案第18号 海部郡特別養護老人ホーム事務組合理約の変更について
議案第21号 平成18年度美波町一般会計補正予算(第3号)
歳出のうち文教厚生常任委員会所管事項
議案第22号 平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第26号 平成18年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第27号 平成18年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第3号)
議案第28号 平成19年度美波町一般会計予算
歳出のうち文教厚生常任委員会所管事項
議案第29号 平成19年度美波町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成19年度美波町老人保健事業特別会計予算
議案第31号 平成19年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算
議案第32号 平成19年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
議案第38号 平成19年度美波町介護保険事業特別会計予算
議案第39号 平成19年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算
議案第41号 平成19年度美波町病院事業会計予算

議

以上、17議案が文教厚生常任委員会付託議案です。終わります。
長 只今、局長から説明がありました。以上の案件全て各委員会に付託されましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案は各委員会に付託することに決定いたしました。本日の日程は終了いたしました。
これより委員会審議のため休会いたします。

(時に14時19分)

3月12日(月)

(時に17時44分)

- 議 長 只今の出席者は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより休会前に引き続き、会議を再開いたします。本日の日程につきましては、お手元に配布してあります通りでございますので、説明を省略いたします。
- 日程第1 委員長報告を議題といたします。総務産業建設常任委員長の報告を求めます。江本総務産業建設委員長。
- 総務産業建設委員長 総務産業建設常任委員長報告を行います。
- 3月5日の本会議におきまして付託されました、
- 議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(条例第1号)
- 議案第4号 美波副町長定数条例の制定について(条例第2号)
- 議案第5号 美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について(条例第3号)
- 議案第6号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第4号)
- 議案第7号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第5号)
- 議案第8号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第6号)
- 議案第10号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について(条例第8号)
- 議案第11号 美波町地域防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について(条例第9号)
- 議案第13号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第14号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第15号 海部消防組合規約の変更について
- 議案第19号 町道路線廃止について
- 議案第20号 町道路線認定について
- 議案第21号 平成18年度美波町一般会計補正予算(第3号)
歳入については全部と歳出のうち総務産業建設常任委員会所管事項
- 議案第23号 平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)

- 議案第 24 号 平成 18 年度美波町漁業集落排水事業補正予算(第 3 号)
- 議案第 25 号 平成 18 年度美波町公共下水道事業補正予算(第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 19 年度美波町一般会計予算

歳入については全部と歳出のうち総務産業建設常任委員会所管事項

- 議案第 33 号 平成 19 年度美波町赤河内財産区特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 19 年度美波町国民宿舎特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 19 年度美波町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 19 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 19 年度美波町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 19 年度美波町水道事業会計予算
- 議案第 42 号 美波町赤河内財産区管理委員の選任について

以上、25 議案につきまして、3 月 8 日及び 9 日、全委員と委員外議員多数の出席をいただき、慎重審議をいただき、総務産業委員会は原案通り可決いたしましたので、ご報告いたします。総務産業建設委員会委員長報告を終わります。

議長 ありがとうございます。総務産業建設常任委員長の報告が終わりましたので、続いて文教厚生常任委員長の報告を求めます。北山文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長 それでは文教厚生常任委員長報告を行います。3 月 5 日の本議会において付託されました、

- 議案第 9 号 美波町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の制定について(条例第 7 号)
- 議案第 12 号 美波町営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 10 号)
- 議案第 16 号 海部郡衛生処理事務組合理約の変更について
- 議案第 17 号 海部郡老人ホーム町村組合理約の変更について
- 議案第 18 号 海部郡特別養護老人ホーム事務組合理約の変更について
- 議案第 21 号 平成 18 年度美波町一般会計補正予算(第 3 号)
歳出のうち文教厚生常任委員会所管事項
- 議案第 22 号 平成 18 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 26 号 平成 18 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 27 号 平成 18 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 19 年度美波町一般会計予算
歳出のうち文教厚生常任委員会所管事項

議案第 29 号 平成 19 年度美波町国民健康保険特別会計予算
議案第 30 号 平成 19 年度美波町老人保健事業特別会計予算
議案第 31 号 平成 19 年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算
議案第 32 号 平成 19 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
議案第 38 号 平成 19 年度美波町介護保険事業特別会計予算
議案第 39 号 平成 19 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計
予算

議案第 41 号 平成 19 年度美波町病院事業会計予算

以上、17 議案につきまして、3 月 12 日、全委員と委員外議員多数の出席をいただき慎重審議の結果、文教厚生常任委員会は原案通り可決いたしましたのでご報告いたします。

また、2 月 20 日由岐・日和佐地区、2 月 23 日由岐地区と、限られた時間ではありますが、実状を把握するという観点から、委員全員と委員外議員 6 名の参加をいただき、文教厚生委員会による学校訪問を実施いたしました。これで文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

議長 ありがとうございます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

各委員会の状況及び経過について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で委員長報告を終わります。

日程第 2 各議案の討論採決に入りますが、討論を省略して直ちに議案第 3 号から議案第 42 号までを一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。北山議員。

16 番議員 議案第 20 号については、討論をさせていただきたいと思います。

議長 異議ありの北山議員より意見がありましたが、まず、それについて討論を行いたいと思いますが、議員の。20 号、討論を省き採決か。

北山議員より、議案第 20 号 町道路線認定について に異議がありますので、討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

それでは、今、北山議員から異議がありましたので、日程第 2 の議案第 3 号から議案第 42 号までの中で、議案第 20 号を除いて採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。異議がないようですので採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成起立)

賛成多数により、日程第 2 各議案の採決は、第 3 号から議案第 42 号

までの付託された中、議案第20号を除く議案を原案通り可決いたしました。

続いて、議案第20号を議題といたします。

町道路線認定について を議題といたします。

まず、原案に反対の発言を許可します。そこでよろしい。

16番議員 自席でいいんですか、はい。議長の許しを得ましたので、わたくしは反対の立場で討論をいたします。

議案第20号 町道路線を認定することについては、一部地番が無く、路線の特定ができないものがあります。道路において、その場所の特定のできないものを町道として認定するなど到底考えられません。現に今なお、官民間、民間においてトラブルを内蔵し続けているものもあります。

議会は、町民の負託を受けた議員の集まりであります。その議会が、位置の特定できないものを町道として認定しては、付託した町民を裏切ることになると思います。議員であれば、だれもがそう考えるとわたくしは思います。そのことについて、もしそれなりの理由があるならば話は別ですが、先ほどの町長の説明も聞きました。また、わたしもいろいろ調査をしても、今のところ納得できる理由は見つかりません。よって、議員の良識に基づき認定に反対をいたします。

議長 賛成者の発言を許可いたしますが。江本議員。

2番議員 北山議員の異論に対して、一言発表させていただきます。先日行われました総務産業建設委員会におきまして、この町道認定に係る各地番名の不足を指摘されましたが、これは認められた、許容の範囲内の表示方法であるという認識のもとに、委員各位の承知のもとこういう提案させていただきました。それで、これで充分であるとわたくしは自覚しておりますので、これに賛同いたします。

議長 他に討論はありませんか。ないようですので討論を終わります。

議案第20号 町道路線認定について を採決いたします。賛成者は起立によって採決いたしますので、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成起立)

起立多数です。よって、議案第20号 町道路線認定については可決いたしました。ありがとうございました。

続きまして、日程第3 意見書第1号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。北山議員。

16番議員 意見書(案)第1号 平成19年2月28日 美波町議会議長 新矢公宏殿 提出者 提出者 美波町議会議員 北山朝彦 賛成者 美波町議

会議員 寺下博子 賛成者 美波町議会議員 戎野 博 賛成者 美波町議会議員 影山美雄 賛成者 美波町議会議員 新矢公宏 賛成者 美波町議会議員 丸龍孝敏 賛成者 美波町議会議員 岩瀬 公 この方々の賛成を得まして、意見書を賛成者とともに連署して提出します。内容は、生活保護の「母子加算」廃止に対する意見書 財政制度審議会は、平成19年度予算編成に関する建議をまとめ、政府に提出した。建議は「歳出削減などの取り組みを緩めることは厳しく避けるべきだ」と強調している。政府は、この建議に基づいて社会保障関係費など、国民のくらしのための予算をいっそう抑制しようとしている。

社会保障関係抑制の具体策の一つとして、生活保護の母子加算の廃止が含まれている。母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子どもの健全な育成のために出されていたもので子育てに欠かせない給付である。加算は単なる上乘せでなく、幼児や成長期の子どもがいる生活保護家庭では、母子加算があってこそはじめて最低限度の生活が保障されるものである。子どもが熱を出しても仕事を休めずベビーシッターをお願いするなど経済的負担とともに、父親の役割も果たしていくといった目に見えない精神的負担がある。

母子家庭は一般世帯の4割にも満たない収入である。生活保護を受けずにいる母子家庭の収入と比較して「高い」というのは、憲法第25条の「すべて国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものである。

よって政府におかれては、生活保護の母子加算の廃止をしないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月12日 徳島県美波町議会

提出先 内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣 です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。質疑はないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第3 意見書(案)第1号 生活保護の「母子加算」廃止に対する意見書を原案通り決するに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

続いて、意見書(案)第2号 高知県東洋町による高レベル放射性廃棄物最終処分場の設置可能性調査に断固反対する意見書 を議題といたします。

7 番 議 員

提出者の説明を求めます。戎野議員。

意見書を読み上げて、提案させていただきたいと思います。

意見書(案)第2号 平成19年3月5日 美波町議会議長 新矢公宏殿 提出者 美波町議会議員 戎野 博 以下13名の方々でございます。

高知県東洋町による高レベル放射性廃棄物最終処分場の設置可能性調査に断固反対する意見書

高知県東洋町が高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた文献調査に応募したのを受け、原子力発電環境整備機構が経済産業省に対して調査開始に必要な事業認可を申請し、手続きを進めている。

東洋町議会では、放射線廃棄物等持ち込みに反対する決議と町長の辞職勧告が決議され、町民の6割を超える署名が添えられた応募に反対する請願が採択されました。また、放射性廃棄物の持ち込みや施設の建設、調査などを拒否する町条例制定のための直接請求が1,452名の署名が提出されました。

隣接する高知県室戸市・北川村並びに徳島県海陽町・牟岐町・美波町の議会では反対決議が可決され、田嶋東洋町長へ反対の申し入れをしております。こうした反対の声があり、住民合意が充分得られていない混乱した状況の中で独断とも言える町長からの応募書だけをもって、この調査が進められることは大きな問題である。また文献調査時に県知事の意見が反映されず、隣県の隣接市町村や知事の意見は今後とも聴かれることのないこの制度に大きな欠陥があると言わざるを得ません。

このため、高知県と徳島県の両知事からも過日、原子力発電環境整備機構理事長や経済産業省大臣に対し、このような状況で文献調査を行わないよう申し入れ、受理を撤回するよう強く求めたところである。

近い将来発生が懸念される南海地震の影響や放射能もれ、風評被害などが心配され原子力発電環境整備機構の申請決定直後に地元住民が開いた講演会では、原子炉研究の専門家から「周期的に大地震が発生している地域に処分場を造る神経を疑う。」との指摘もありました。

原子力発電の意義や重要性、さらには高レベル廃棄物処分施設の必要性は、国民すべてが考えなければいけない問題であり、応募の前に住民への説明を十分尽くし理解を求めるべきである。

東洋町及び周辺市町村の現状から、このまま調査が行われることは当然住民の理解を得られるはずはなく、民主主義のルールを大きく逸脱した暴挙といわざるを得ません。

ここに、美波町議会は、東洋町の高レベル放射性廃棄物処分場の誘致に断固反対し、経済産業省は文献調査を断じて認可するべきでないことを強く表明する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月12日 徳島県美波町議会

提出先 内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・国土交通大臣・経済産業大臣・環境大臣・衆議院議長・参議院議長・地元選出国會議員

以上であります。どうぞ、よろしく。

議

長 ありがとうございます。説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

意見書(案)第2号 高知県東洋町による高レベル放射性廃棄物最終処分場の設置可能性調査に断固反対する意見書を原案通り可決することにご異議ございませんか。異議なしと思う人は起立お願いいたします。

(賛成起立)

全員賛成です。よって本案は原案通り可決いたしました。

はい、戎野議員。

7 番 議 員

議会決議に続いて、中央の政府に対しての意見書が全議員の総意の下に可決されましたが、まあ町長自らですね、関係方面に働きかけて、働きかけを強めていただいていることには、たいへん敬意を表したいと思いますが、改めて町長としてのですね、まあこれからのまあ取り組み、姿勢について簡単にお伺いをしていきたいと思います。

議

長 藤井町長。

町

長 自席からご答弁を。まあ、高レベルの廃棄物処分っていう問題につきましてはですね、放射能の危険性が高く、その影響は数万年以上という長期間の管理を必要とする廃棄物であるということで、未だ世界中では場所の決定は2箇所ぐらいで、日本国内では一つもございません。

東洋町における当該施設の安全性について、まあこれまでもわたし達は心配のあまり、まずは東洋町に対して、そしてまた、東洋町の応募に受理しないように関係方面に、ともどもになってですね、3町ともどもになってやってきたところであります。で、しかし、その安全性について、十分な住民の理解とか納得のいかないままですね、先ほど申し上げましたようなたいへん影響度のあるものを、一つの東洋町だけの意思を優先させるような形で、ことを次から次へ進めていくということは、きわめて残念に思いますし、只今議会の皆さん方全会一致でですね、反対していた気持ちは当然だと思っております。

わたくしといたしましては、今後これまでも、この美しい自然、そして豊かな自然から育まれた生産物等を糧として、今日までやってきたいわゆる自然と共生するこの当町のこと。そしてまた、それはこの県南部一帯に通ずることだと思っておりますので、そういうことを守って来た先輩の思いと、そしてまた今後ともですね、そういう不安な状態の、科学的確

議

証が得られないまま、ことが進めることがあってはならないという決意のもとに、今後とも諸先生方とか町民の方々、郡あるいは県挙げての運動に、その先駆的な役割を果たしていく決意であります。職員についても、そのように幹部会議で申しております。決意の一端を申し上げまして、今日は議決をされたことについて感謝しますと同時に、わたくしもそれ以上の決意で望む覚悟でありますことを表明いたしたいと思っております。

長 ありがとうございます。

続いて、日程第4 各常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。各常任委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。これからそれぞれ読み上げますので、ご審査をお願いいたします。

議長宛に、総務産業建設常任委員会 江本委員長より、閉会中の継続調査申出書が出されております。本委員会は所管事項のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 行財政改革の推進について
2. 南海地震対策の推進について
3. 商工業の振興及び雇用対策について
4. 観光振興対策について
5. 農業水産業の振興対策について
6. 道路網、下水道及び港湾施設の整備について

続いて、文教厚生常任委員会 北山委員長より、閉会中の継続調査申出書が出されております。本委員会は所管事項のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 福祉対策の推進について
2. 保健医療対策の推進について
3. 環境汚染の対策について
4. 教育施設及び環境の対策について

それぞれ申し出の件については、これを許可するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は申し出の通り閉会中の継続調査をすることに決しました。

以上で本日の日程は、全て終了しました。

次回定例会の会期。北山議員。

1 6 番 議 員 議会運営について、一言発言をさせていただきたいと思います。

今、本議会における議会の運営について、重大な例規違反があると思われる。それで、議長におかれましては、十分にご検討のうえ例規に則った正常な運営に軌道修正くださいますようお願いを申し上げます。今度の定例議会において、初日に町長の提案理由の説明があり、休会。8日に一般質問の後、直ちに各議案が常任委員会に付託されました。このとき、付託に先立ち質疑を行う場が与えられないので、やむなく変則的な質疑になりました。

しかしながら、美波町議会会議規則には、第38条 「会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託する」とあり、明らかに本議会における議員の質問権を担保しております。

このことから、委員会付託の前の質疑、この機会を与えられないということは、議員の質問権が侵害されたこととなります。ここで、例規違反だから、今までのことが無効だというようなことは毛頭ありません。ただ、今後の議会において、質疑の場を設定くださるよう意見を申し上げます。

議 長 只今の北山議員の意見について、次回より定例会の会議日程他、諸々の今の意見について、議会運営委員会を中心に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に、委員会に付託したいと思います。

本定例会に付議されました案件全て終了いたしました。以上で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに決しました。

これを持ちまして、平成19年美波町議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

(時に18時25分)